

調査結果 新潟大学

(1) 研究倫理教育の体制

大学では、研究活動における不正行為防止のため、学長を最高責任者とするコンプライアンス体制の下、コンプライアンス総括責任者、研究担当コンプライアンス責任者、コンプライアンス部局責任者によるコンプライアンス体制を整備し、「新潟大学における研究倫理教育の実施に関する要項」を定め、コンプライアンス部局責任者である部局長が、各部局において研究倫理教育を実施し、研究倫理意識の醸成に取り組んでいる。



新潟大学における研究活動の不正行為防止体制

大学全体の実施計画については、年度計画に「教員・学生を対象とした研修や研究倫理教育に係る講演会等を実施する。」と記載しており、コンプライアンスの推進を目的に毎年度コンプライアンス事業計画<令和元年度>を策定し、研究活動不正行為防止のための取り組みについて、次の通り記載している。

- ① 研究者や大学院生等に研究倫理規範を修得させるとともに、研究活動の不正行為の未然の防止を図るため、引き続きeラーニング等を利用した研究倫理教育を行う。また、研究活動に係る不正防止のため、研究倫理に関する講演会の開催や他大学の不正事案のケーススタディを行う。

- ② 大学院生が作成・提出する論文等の剽窃や盗用を未然に防止し、適切な文章作成能力を育成するため、引き続きアシストマイクロ社のオンライン教育ツール Turnitin（ターンイットイン）を活用して、学生の文章スキルと、論文に対する意識や姿勢を向上させ、研究不正の防止教育を行う。

研究倫理教育は共通教育（全学）と分野別教育（部局）に分けており、共通教育については、1)eAPRIN「責任ある研究行為基本編（RCR）基本コース」の受講、2)eL CoRE の受講、3)「科学の健全な発展のために」の通読のいずれかを受講者が選択できることとしている。

また、コンプライアンス部局責任者が部局に所属する者、特に受講義務者となっている研究者や大学院生に対して共通教育を受講させるとともに、部局毎の特性に応じて実施する分野別教育の実施について責任を負うこととしている。

大学における研究倫理教育の履修管理については、コンプライアンス部局責任者から報告のあった受講状況について、全学会議において各部局の受講状況を定期的に報告し、未受講者のいる部局については、全員が受講完了するよう、全学会議のメンバーでもある部局責任者に対して通達している。さらに、未受講者がいる状況が続いた場合、研究担当コンプライアンス責任者が直接部局責任者と面談を行い、指導することとしている。（今年度、受講率 100%を達成）

（２）研究者等に対する研究倫理教育

大学全体として実施している研究倫理教育については、新潟大学における研究倫理教育の実施に関する要項において、受講対象者（研究者、大学院生等）を定め、各受講対象者が自らの研究内容等に適合した研究倫理教育を受講できるよう、5年に1回、共通教育（全学）として以下の3つの教材から選択し受講することとしている。

①APRIN の e-learning

「公的研究費の取扱い」、「責任ある研究行為について」、「研究における不正行為」、「データの扱い」、「オーサーシップ」及び「盗用(生命医科学系)」の6単元を必須の受講内容としている。

②学振が作成している研究倫理 e-learning コース [eLCoRE]

倫理綱領や行動規範、成果の発表方法、研究費の適切な使用、科学者としての心得など、全項目を必須としている。

③グリーンブックの通読

I 責任ある研究活動とは、II 研究計画を立てる、III 研究を進める、IV 研究成果を発表する、V 共同研究をどう進めるか、VI 研究費を適切に使用する、VII 科学研究の質の向上に寄与するために、VIII 社会の発展のために、の全項目を必須としている。

また、分野別教育（部局）として学部研究科等において義務付けている研究倫理教育の実施内容としては、以下のようなものがある。

<工学部>

- ・工学部では、研究者等に対し、分野別の研究倫理教育として、eAPRINの工学部基本コース（6単元）の受講を義務付けている。

<医学部医学科>

- ・医学部医学科の教職員・学生で共通教育の受講義務者に該当する者には、全員、分野別教育としてeAPRINの医学研究者推奨コース（15単元）とオプション（2単元）の受講を義務付けている。

<大学院医歯学総合研究科（医科）>

- ・大学院医歯学総合研究科（医科）の教職員・学生で共通教育の受講義務者に該当する者には、全員、分野別教育としてeAPRINの医学研究者推奨コース（15単元）とオプション（2単元）の受講を義務付けている。未受講者がいる場合は、教授会で報告し全員受講するよう督促している。

<医歯学総合病院>

- ・APRINのe-learningについては、医歯学系と同様、大学で定めている6単元ではなく、医学研究者標準コースとして17単元の受講を義務付けている。
- ・臨床研究法や人を対象とする医学系研究に関する倫理指針等で求められている倫理教育として、臨床研究法で規定する臨床研究を実施する研究者に対して、臨床研究の実施要件として病院独自で定める研究倫理教育の受講を義務付けている。

<脳研究所>

- ・脳研究所では、研究者、大学院生等に対し、APRINのe-learningの基本コース6単元だけではなく、分野別の研究倫理教育として、医学研究者標準コース（15単元）+オプション（2単元）の17単元を履修させることとしている。また、実施状況について教授会に報告し、周知啓発している。

その他、外部機関の講師を招へいし、研究倫理セミナーを毎年開催している。これまで、不正行為事例（ねつ造・改ざん・盗用）、研究不正の定義や内容、研究者の立場からみる研究不正（盗用、非再現性、不適切行為）、研究不正（健康被害）、研究不正の結末、研究不正に対する処分、研究不正対策などについて、講演を行った。

（3）学生に対する研究倫理教育

学生（学部学生及び大学院生）に対して、分野別教育（部局）として実施している研究倫理教育については、以下の通り行っている。

<人文学部>

1. 趣旨・目的

- ・人を対象とした心理学的研究を実施する学生は、研究倫理への配慮の必要性和具体的な配慮の

仕方について学ぶ。

2. 実施概要等

- ・2年次の「心理学研究法」において基本的な研究倫理に関わる概念等を解説し、3年次の心理学特殊実験A・Bにおいて、学内用研究倫理審査申請書の作成と自らの研究における具体的な研究倫理配慮を実施する。
- ・教材としては、日本心理学会倫理規定等の資料を利用した独自教材を使っている。

<工学部>

1. 趣旨・目的

- ・人を対象とする研究倫理に関する基礎情報を確認し、該当する卒業研究を行う際に当該倫理指針の確認・対応が可能な知識を得る。
- ・該当する卒業研究・実験を行う場合の倫理審査申請書類の記載方法、留意点、配慮の考え方を理解する。

2. 実施概要等

- ・年度初めのガイダンスに併せて開催する（1コマ90分）。また研究の進展に応じた申請書の書き方ガイダンスを実施する。
- ・研究者倫理、倫理指針の専門用語の概説、研究対象者への配慮や実験計画における留意事項を説明する。
- ・グループワークにより、いくつかの実験事例に対する配慮のポイントを検討させる。
- ・教材としては、工学系倫理審査小委員会の委員が作成した資料に基づき、説明を行っている。

研究者倫理とは

- * **研究者にもとめられる行動**
 - * **誠実に研究し、正確でバイアスがない事実を発表**
 - * 「科学技術者の倫理」等の倫理教育
 - * 新潟大学「新潟大学の科学者行動規範・科学者の行動指針」:
<http://www.niigata-u.ac.jp/contribution/research/policy/action/>
 - * 日本学術振興会「大学教員の能力開発と研究者倫理教育について」:
<http://www.jsps.go.jp/information/data/data/6hata.pdf>
 - * CITI Japanプロジェクト「今求められる研究者の倫理観」:
<http://www.shinshu-u.ac.jp/project/cjp/discourse/>

一方で...

- * **研究不正の社会問題化**
 - * 臨床試験データの改ざん・利益供与問題
 - * データのねつ造・コピーによる論文不正問題

**研究者倫理・行動規範の厳格化
ガイドラインの策定が進行**

<http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/163442.html>
<http://www9.nhk.or.jp/kabun-blog/200/206190.html>

研究者倫理とは

*** 研究者をとりまく環境の変化**

＜競争的研究費＞

- * 倫理委員会の審査、倫理教育の受講(証明)を要求

＜学会等＞倫理審査を伴わない「人を対象とする研究」を含む場合

- * 研究発表・論文投稿／審査の対象外とする

自動車技術会、生体医工学会、計測自動制御学会、日本生活支援工学会、
日本機械学会(バイオエンジニアリング部門)、
人間工学会、日本ロボット学会、
バイオメカニズム学会、ライフサポート学会 など

著作権法

労働安全
衛生法

個人情報
保護法



ガイドラインの整備

利益相反

適正な研究費執行

ヒトを対象とする研究倫理

今回の内容

ガイドラインの概説、手続きの紹介

一部の工学系研究の内容に直結

工学部における「人を対象とする研究倫理」ガイダンス、FD 講習会

＜農学部＞

1. 趣旨・目的

- ・研究に携わっていく上で知っておかなければならないことや、倫理、成果の発表方法等、科学者としての心得を修得する。

2. 実施概要等

- ・農学部1年次学生を対象に「スタディ・スキルズ」(必修科目)の1コマで研究倫理に関する講義(学振のe-learningの受講)を行う。

＜大学院自然科学研究科＞

1. 趣旨・目的

- ・大学院生のコンプライアンス意識を向上させ、研究活動における不正行為を防止することを目的とする。

2. 実施概要等

- ・自然科学研究科博士前期課程で開講している「自然科学総論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」(必修科目)では、1学期と2学期に1回ずつ「技術者倫理」の講義を行い、レポート課題を課している。
- ・博士前期課程及び博士後期課程の入学者ガイダンスにおいて、「知的財産関係ガイダンス」を行う。

技術倫理とは

- 「倫理観」というのは社会生活の中で、自然と身につくもので、他人が押し付けるものではない。
- 倫理には誰にも共通な「普遍倫理」、家族や居住地域などで決まってくる「個人倫理」のほかに、「職業倫理」がある。この職業倫理は、「技術倫理」「技術者倫理」として、学習、訓練が必要である。
- 社会は分業化が進んでいる。個人は、生活に必要な様々な手段の多くの部分を「専門家」に委ねている。

専門家；医者、弁護士、農業や漁業従事者

技術者（土木、建築、機械、化学、電気・電子、IT等）

一般市民はとにかく「専門家」を信じるしかない



- 1) 国家資格制度、国などの検査制度、事故を起こした場合の処罰制度
- 2) 人と人の信頼関係；専門家がきちんとしたモラルを有していること

1

技術者のジレンマ

- 技術者の多くは雇用されていて、雇用者と契約関係（上司・部下関係）にあり、問題対応時、本人と雇用者（上司）の間で考え方の相違に悩む事がある。技術者が所属する組織の利益を優先して考えてしまうことがある。
- よくあるケースとして、「従業員は、会社のために、目の前の業績を上げるために、不正を行った。そこまで追い込まれていた。一方、会社の経営層は、現場をそこまで追い詰めていることに気づいていなかった。」という例が多い。

経営陣と現場との断絶

2

<医学部医学科、大学院医歯学総合研究科（医科）>

1. 趣旨・目的

- ・部局内の研究活動の不正行為を未然に防止するため、所属する研究者や大学院生へ倫理規範を修得させるための倫理教育などを行う。

2. 実施概要等

- ・医学部（医学科）では、学部学生に対して、2年次の必修科目で研究倫理に関する授業を行っている。
- ・大学院医歯学総合研究科（医科）では、共通教育の受講義務者全員に対し、分野別教育としてeAPRINの医学研究者推奨コース（15単元）とオプション（2単元）の受講を義務付けている。

<医学部保健学科（看護学専攻）>

1. 趣旨・目的

- ・看護研究の目的、方法および研究の倫理的配慮等の知識を学び、文献や看護体験をもとに看護の課題を把握し、研究計画書の作成を通して看護研究の基礎的能力を養う。研究テーマの設定から、研究計画を立案する過程を学ぶ。

2. 実施概要等

- ・医学部保健学科看護学専攻では、看護研究演習Ⅰ（必修科目）において、4年生を対象に、APRINのe-learningプログラムの受講を義務づけている。

<大学院保健学研究科>

1. 趣旨・目的

- ・研究活動の不正行為を未然に防止するため、大学院生へ倫理規範を修得させるための倫理教育などを行う。

2. 実施概要等

- ・グリーンブックの受講を義務づけている。
- ・大学院保健学研究科博士〔前期〕課程では、専攻共通授業科目の研究・メソッズ・ベースブック（選択科目・履修の推奨）において、1年生を対象に研究倫理に関する内容を含む授業を行っている。（2コマ）
- ・大学院保健学研究科博士〔後期〕課程では、専攻共通授業科目の研究・メソッズ・アドバンスト（選択科目）において、1年生を対象に研究倫理に関する内容を含む授業を行っている。（2コマ）
- ・専攻共通授業科目の研究倫理（選択科目）において、全学年を対象に研究倫理に関する授業を行っている。

<歯学部>

①【研究倫理】

1. 趣旨・目的

- ・研究倫理の背景および臨床研究における倫理上のポイントを具体的に示している。学習の到達目標を以下に設定している。

学習の到達目標：利益相反、インフォームドコンセント、個人情報保護、研究不正行為、守秘義務、著作権について説明することができる。

2. 実施概要等

- ・歯学部においては歯学研究演習（必修科目）において、口腔生命福祉学科においては口腔保健福祉特論（必修）において、いずれも講義形式で1コマ分の授業を実施している。

②【情報倫理】

1. 趣旨・目的

- ・大学入学後に受動的学習から能動的学習へ転換を図るための基礎的能力を育成する“大学教育法”の授業科目の中で、自ら問題発見、情報収集・分析・統合し問題解決能力を習得する一環として、情報を扱うスキル及びルール（情報倫理）を学ぶ。学んだ知識・技能をもとにレポート作成、プレゼンテーションを行う。

2. 実施概要等

- ・歯学部（歯学科・口腔生命福祉学科）1年生前期の歯学スタディ・スキルズ（必修科目）において、PCを使用できる環境（マルチメディア室）で1コマ分の授業を実施している。
- ・教材として、独自テキスト「大学で学ぶための学習ガイドブック」を作成し使用している。

<大学院医歯学総合研究科（歯科）>

1. 趣旨・目的

- ・医歯学系歯学研究においては、医学研究の自らの遂行とともに論文の執筆が必須である。研究者としての倫理を概説し、必須の法令について説明する。

2. 実施概要等

- ・大学院医歯学総合研究科（口腔生命科学専攻）において、「研究の倫理法令・遺伝子組換え実験コースワークⅠ・Ⅱ」（選択必修科目「基礎歯学コースワーク」の一つ）を開講している（全15回の講義、一部教員と討論実習）。
- ・選択必修科目・コースワーク科目をカリキュラムの初期に位置付けており、1年間の研究実施の早期段階で研究倫理に係る当該授業を選択できるようにしている。
- ・授業では、独自に講義用資料を作成しており、グリーンブックを参考文献としている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、日本学術会議【科学研究における健全性の向上について】を参考に、新潟大学の研究活動の不正行為防止に関する基本方針（以下、「基本方針」）を定め、研究資料等の保存について、次のように規定している。

- ・資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、基本方針第9の3において、原則、当該論文等の発表後10年間と定めている。
- ・試料（実験試料、標本）や装置等の保存期間は、基本方針第9の4において、原則、当該論文等の発表後5年間と定めている。
- ・基本方針第9の2において、「職員等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、数値データ、画像など）は、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。」としている。（職員等には、大学の職員や学生等で研究活動を行っている者並びに大学以外の機関等に所属し、大学の施設設備を利用して研究活動を行っている者が含まれる。）

また、保存対象の研究データ及び廃棄する研究データについては、以下の通り取り扱うこととしている。

- ・基本方針第9の3において、「資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、紙媒体の資料等で保管スペースの制約などからやむを得ない事情がある場合において、合理的な範囲で廃棄するときは、この限りでない。」としている。
- ・基本方針第9の4において、「試料（実験試料、標本）や装置等の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、

実験自体で消費されてしまう試料等) や、保存に多大なコストがかかるもの (生物系試料等) については、この限りでない。」としている。

- ・基本方針第9の5において、「研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものについて、「バックアップを取って保管する」又は「所在を確認して追跡可能としておく」などの措置を講ずるものとする。」としている。

部局における研究データの保存等の取組に関して、脳研究所では、病理解剖による脳疾患標本資源を保存・管理し、診断の確定、病因遺伝子・関連蛋白の解析等を研究している。例えば、超低温冷蔵庫 (-80℃/-150℃) には凍結した脳組織を3万点新鮮凍結標本として保存している。このほか、研究目的に応じて、固定肉眼標本、光顕標本、電顕用ブロックなどを保存するなど、学術的に貴重な多数の標本を長期的に管理しており、これらの脳神経病理標本資源を活用して共同研究を推進している。

脳神経病理標本資源に関する共同研究



豊富な脳組織資源

パラフィンブロック: **52万個**
光顕標本: **200万枚**
Wet tissue: **1万個**
電顕用エポキシブロック: **10万個**
凍結脳組織: **3万スライス**

徹底した品質管理

365日24時間体制
の病理解剖
-80℃/-150℃
の超低温保存
デジタル管理システム
による品質管理

専門家による研究支援

脳疾患標本資源を有効活用
できる研究を神経病理学の
専門家がサポートします

Department of Pathology,
Brain Research Institute, Niigata University
<https://pathology-bri-niigata-u.jp>



新潟大学脳研究所病理学分野

共同研究実績

年間約20件	平成31年度	19件
	平成30年度	13件
	平成29年度	15件

脳神経病理標本資源に関する共同研究

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

研究不正行為に関するケーススタディとして、教職員の意識啓発を図るため、全学会議において他大学の研究不正事案を報告している。

学内の各学部等教員から構成される倫理審査委員会において、毎月1回、年12回の倫理委員教育研修を行っており、研究倫理教育における各学部等のリーダーとしての役割と人材育成に努めている。

大学の科学者行動規範に基づき、査読が不十分な論文を掲載する粗悪学術誌への投稿が行われないう、平成30年11月に「新潟大学における粗悪学術誌に対する方針」を策定し、論文投稿料の支払い手続きにおいては、出版社名・ジャーナル名を明記すること、及び学術誌の是非を判断できない場合には、論文投稿ジャーナルチェックリスト等を活用しその判断を行うこととしている。

平成30年11月16日
学長裁定

新潟大学における粗悪学術誌に対する方針

- 近年、オープン・アクセス・ジャーナルの中で、掲載料を搾取することを目的とした、査読が不十分な論文を掲載する質の低い学術誌（いわゆるハゲタカジャーナル）が増している。
- 本学の科学者行動規範においては、本学の研究者に社会から寄せられた信頼に応える倫理的責任感を求めている。粗悪学術誌への投稿は、科学への国民からの信頼を失いかねない。また、研究者の業績や評価などに悪影響を及ぼす可能性がある。
- このため、今後の学術誌等への投稿については、各研究分野において評価されるジャーナルの文化を尊重しつつ、その財源の公的・私的資金を問わず、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 各研究者は粗悪学術誌に投稿しないよう十分に注意するとともに、論文投稿料支払い手続きにおいては、出版社名・ジャーナル名を明記する。なお、投稿しようとする学術誌の是非を判断できない場合には、別添のチェックリスト等を活用し、その判断を行う。
- ② 部局長（コンプライアンス部局責任者）及び研究室主宰者は、研究者・学生の論文投稿の相談に適切に対応するとともに、必要に応じて各所掌において粗悪学術誌に投稿しないことの研究倫理教育を行うものとする。

新潟大学における粗悪学術誌に対する方針（平成30年11月16日 学長裁定）

論文投稿ジャーナルチェックリスト

出版社名		ジャーナル名	
No.	確認内容	チェック欄	
1	ご自身または同僚がそのジャーナルを知っていますか。 ・以前にそのジャーナルに投稿された論文を読んだことがありますか。 ・そのジャーナルの最新論文を容易に見つけられますか。 ・Web of Science, Scopus, C/Ni Articlesに収録されているジャーナルですか。 ・Directory of Open Access Journalsに掲載されているオープンアクセスジャーナルですか。 (https://doaj.org/) ・所属する学会等で評価されているジャーナルですか。	<input type="checkbox"/>	
2	出版社を容易に特定し連絡をとることができますか。 ・ジャーナルのウェブサイトには出版社名が明示されていますか。 ・出版社に電話、電子メール、郵便で連絡することができますか。	<input type="checkbox"/>	
3	そのジャーナルがどのような査読を行うかについて明白ですか。	<input type="checkbox"/>	
4	使用されている評価指標は一般的なものですか。	<input type="checkbox"/>	
5	料金設定は明瞭ですか。	<input type="checkbox"/>	
6	ジャーナルサイトでは、料金の内容と請求時期について説明されていますか。	<input type="checkbox"/>	
7	編集委員会は設置されていますか。 ・編集委員について聞いたことがありますか。 ・編集委員は自らのウェブサイトでそのジャーナルについて言及していますか。	<input type="checkbox"/>	
8	その出版社は、学術出版業界を主導すると広く認められている団体に所属していますか。 ・その出版社は、Committee on Publication Ethics(COPE/出版規範委員会)に加盟していますか。 (https://publicationethics.org/membership) ・ジャーナルがオープンアクセスの場合、出版社はOpen Access Scholarly Publishers' Association (OASPA/ オープンアクセス学術出版社協会)に所属していますか。 (https://oaspa.org/membership/members/) ・ジャーナルはNASP(科学出版物入手のための国際ネットワーク)のジャーナルオンラインプラットフォーム(バングラデシュ、ネパール、スリランカ、中米、モンゴルで出版されたジャーナルの場合)、またはアフリカジャーナルオンライン(AJOL、アフリカジャーナルの場合)に登録されていますか。 ・その出版社は上記以外のなんらかの業界団体に所属していますか。	<input type="checkbox"/>	

※"Think. Check. Submit"のcheck list(<http://thinkchecksubmit.org/check/>)を基に作成

論文投稿ジャーナルチェックリスト

事務連絡
平成30年11月19日

教職員 各位

新潟大学財務部長
池田 幸太郎
(公印省略)

論文投稿料・論文掲載料の取扱いについて（通知）

標記について、平成30年11月16日付け学長裁定「新潟大学における粗悪学術誌に対する方針」において、査読が不十分な論文を掲載する質の低い学術雑誌への投稿を行わない方針が掲げられたことに伴い、論文投稿料・論文掲載料の支払手続き（立替払、請求書払のいずれも含む）における留意事項について下記のとおり定めましたので通知します。

記

【論文投稿料・論文掲載料の取扱いに関する留意事項】

①論文投稿者の留意事項

- ・ 論文投稿料・論文掲載料の立替払請求書を作成する際には、立替明細欄に必ず「出版社名」と「学術誌（ジャーナル）名」を記載すること。
- ・ 学術団体等が発行する請求書による請求書払の場合は、検収の際に、「出版社名」と「学術誌（ジャーナル）名」が記載されている箇所を会計担当係に明示するか、請求書の余白に「出版社名」と「学術誌（ジャーナル）名」を記載すること。

②事務部門の留意事項

- ・ 事務部門の会計担当係は、論文投稿料・論文掲載料に係る請求書（立替払請求書を含む）に記載されている「出版社名」と「学術誌（ジャーナル）名」を、支払伝票（債務計上票または経費精算書）の備考欄に記録すること。入力文字数の制限によりすべての入力ができない場合は、学術誌名を優先して入力すること。
- ・ 事務部門の会計担当係は、平成31年4月1日以降、論文投稿（掲載）料に専用の勘定科目を新設する（別途、通知予定）ため、当該勘定科目を使用して支払伝票を作成すること。※

※ 平成30年度内は、従来の勘定科目を使用してください。

【本件担当】
財務部財務企画課
会計法規係（内線6018）

論文投稿料・論文掲載料の取扱いについて（通知）（平成30年11月19日 事務連絡）

調査結果 豊橋技術科学大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正規程に基づき、研究者倫理の向上及び研究不正行為の防止を図るため、研究公正責任者（学長が指名する理事又は副学長として、理事・副学長（総務担当））を置き、また、研究者倫理の徹底を図るため、研究倫理教育責任者（学長が指名する理事又は副学長として、理事・副学長（研究・学務担当））を置いている。さらに、研究倫理教育責任者は、研究公正責任者の指示の下、研究者倫理の向上を図るため教育・研修等を継続的に行うこととし、系長、総合教育院長、研究所の長及び共同利用教育研究施設の長が協力する体制を構築している。

また、研究公正責任者が委員長を務める研究公正委員会を設置し、研究の公正な推進のための教育及び研修並びに啓発活動についての企画及び実施に関して検討し、全学的な研究倫理教育などの充実・改善を図ることに努めている。

学生に対する研究倫理教育に関しては、教務委員会でカリキュラム等を審議しており、委員会の構成員には、入試、学務を担当している理事・副学長（研究・学務担当）も含まれていることから研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくための方策を検討できる体制を構築している。

大学全体の実施計画については、第3期中期目標・中期計画に基づき、年度計画を策定している。

第3期中期目標においては、「社会から信頼される大学運営を実施するため、コンプライアンスマネジメントシステムの強化並びに研究活動における不正行為、研究費不正使用を防止する取組を徹底する。（法令遵守等に関する目標）」と定め、第3期中期計画においては、「全教職員及び全学生に対する研究倫理教育を実施するとともに、研究公正責任者、研究倫理教育責任者等により構成する研究公正関係委員会において、毎年度、不正防止体制並びに研究倫理教育等を検証・改善する。」と定め、平成31（令和元）年度の年度計画においては、「全教職員に対する研究不正行為防止に関する啓発活動を行うとともに、教育職員、研究員、研究支援職員及び学生に対して研究倫理教育を実施し、さらに実施内容等について検証・改善する。」として実施している。

また、競争的資金等を適正に運営及び管理する部署として、競争的資金等運営・管理推進会議を置き、競争的資金等の執行等に係る本法人の諸規則等その他本法人の執行ルール及び資金配分機関が定めるルールを遵守する義務があることについて周知することを目的としたコンプライアンス教育を実施している。

大学では、研究倫理教育・研修等、研究不正行為への対処等について研究公正委員会において検討し、研究費の適正使用に関しては、競争的資金等運営・管理推進会議において検討し、公正な研究活動を推進している。

なお、研究公正委員会と競争的資金等運営・管理推進会議の構成員は、ほぼ同じ構成とし、研究倫理教育と公的研究費の適正使用に関するコンプライアンス教育の実施にあたって、連携のとれた、効果・効率的な活動を実施している。

研究倫理教育については、「研究者（学生を除く）に対する研究倫理教育に関する取扱い（平成 29 年 1 月 30 日 研究公正委員会承認）」により、実施方法・対象者・有効期間を定めている。実施方法は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する e ラーニング教材（責任ある研究行為：基盤編（RCR／理工系））のうち 7 単元を受講義務として実施しており、対象者には、大学採用時に速やかに APRIN への受講登録を行い、速やかな受講を促している。

研究倫理教育の理解度の測定・把握は、APRIN e-ラーニングプログラム成績管理代表者（研究支援課副課長）が、受講者の受講状況（受講履歴確認、詳細レポート、修了証一覧）について確認している。研究公正委員会、戦略企画会議、教育研究評議会において、受講率の報告を年 2 回行い、未受講者の減少に効果を上げている。

平成 29 年 1 月に定めた「研究者（学生を除く）に対する研究倫理教育に関する取扱い」の実施方法（受講方法、教材等）については、大多数の者が有効期間満了を迎える（2020 年度末）前に研究公正委員会及び教育研究評議会において協議することとしている。また、APRIN が新たに作成した教材等についても、研究公正委員会等に逐次情報をあげている。

なお、大学では、「コンプライアンス教育（公的研究費の適正な取扱い）」を 4 月に実施（ビデオ録画）し、その後の採用者等については、ビデオ教材によるコンプライアンス教育（毎月 2 日程度）を実施し、不正防止に努めている。また、受講後に理解度テストを実施し、理解度の把握は競争的資金等運営・管理推進会議において報告を行い、誤回答の多い設問を把握し、説明方法、資料の改訂等を行っている。

学生に対する研究倫理教育に関しては、教務委員会において確認を行っている。

（2）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対する研究倫理教育については、研究公正規程第 2 条第 2 号で「研究者 職員等のうち、研究に従事している者（従事していた者を含む。）及び法人の施設・設備を利用して研究に携わる者をいう。」と研究者を定義し、第 2 条の 2 第 2 項において、研究者の研究倫理教育・研修等の定期的な受講を責務とし、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する e ラーニング教育、学内説明会（科学研究費説明会、コンプライアンス教育）、

リーフレット配付によって実施している。

研究支援人材については、同規程により、URA、CD、技術専門職員、JSPS特別研究員、共同研究員等を対象として、研究倫理教育・研修を実施している。

① 研究不正、研究者倫理について

1) 一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN) が提供する eラーニング教材 (責任ある研究行為: 基盤編 (RCR/理工系) のうち 7 単元を受講義務として実施

【責任ある研究行為: 基盤編 (RCR/理工系) 7 単元】

- ・研究不正、工学研究におけるデータの管理上の倫理問題、責任あるオーサiership、理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー、理工学分野における共同研究、研究者の社会的責任と告発、公的研究費の取扱い

2) 学外講師による講演会の実施

平成 28 年度 「科学の健全な発展のために 研究倫理啓発と学術振興会の取組」

平成 29 年度 「研究不正の防止と責任ある研究活動」

平成 30 年度 「オープンサイエンス及び学術雑誌のオープンアクセスに係る特別講演」

② 各種規程 (学内外)、研究費制度について

科学研究費説明会、コンプライアンス教育において、各種規程、研究費制度について説明を実施している。科学研究費説明会資料及びリーフレットについては、公式HP上に公開している。

【科学研究費説明会】 (毎年 9 月開催)

- ・公的研究費の不正使用の防止、研究活動における不正行為の防止 (学内規程、研究倫理教育等)

【コンプライアンス教育】

(毎年 4 月開催、5 月以降 毎月 2 回程度開催 (ビデオ講習))

- ・公的研究費を取り巻く諸問題、大学の公的研究費の運営及び管理体制、研究費の不正使用 (発生メカニズムと事例)、会計上の取扱等について (予算、会計規程、契約方式、物品検収方法等)

【リーフレット配付】

(平成 30 年 3 月作成・配付、以降、新規採用者等にコンプライアンス教育時に配付)

- ・研究者等の行動規範、学内規程等、研究者の責務、研究活動における不正行為・不適切な行為、研究公正体制

(3) 学生に対する研究倫理教育

大学院生に対して実施している研究倫理教育については、大学院博士前期課程、博士後期課程学生の必修科目として 2016 年度から授業科目「研究者倫理」を開講している。当該科目は必修科目であることからすべての大学院学生が修了するまでに履修し、単位修得することを課している。内容の理解度の測定については、期末試験及び課題レポートにより行っている。

大学の研究推進アドミニストレーションセンターの教員が担当し、全専攻学生に対して、授業 6 回と各研究室の指導教員が担当する事例研究 (データ収集、守秘義務などに関して研究室の実例を元にして研究倫理に関して解説をするとともに、学生とのディスカッションを行う内容) の 1 回からなっている。また、授業の課題として、学生が在籍する研究室にお

いて指導教員から研究倫理教育を受け、その実施内容を実施報告書として提出することと
している。

年 月 日	
「研究者倫理（第7回事例研究2）」実施報告書	
教務委員会委員 殿	
○ ○ ○ ○ 系 ○ ○ ○ ○	
下記のとおり、「研究者倫理（第7回事例研究2）」について実施状況を報告します。	
1. 実施日	年 月 日 () : ~ :
2. 実施場所	
3. 受講学生	(B4) 名
	(M1) 名
	(D1) 名
	*未受講者がいる場合は、氏名を記入
4. 実施内容	
※1) 提出方法	実施後、速やかに各系教務委員会にご提出願います。
※2) 実施方法	所属している研究室ごとに / ~ / の期間で行われている研究室の輪講などで実施願います。
※3) 実施内容	データの収集・管理・処理、守秘義務、論文作成、研究発表、オーサーシップ、著作権、共同研究などに関して研究室の事例を元にして研究倫理に関して解説をする とともに、学生とディスカッションを実施願います。学生からのレポートの提出はありません。

「研究者倫理（第○回事例研究）」実施報告書 様式

また、次年度以降の授業内容充実のため年 1 回、授業担当教員と教務委員会副委員長が一同に会し議論を行っている。

なお、大学院博士前期課程、博士後期課程に 10 月から入学する学生（国際プログラム学生）については、APRIN e ラーニングプログラムを用いて講義を行った後、各研究室の指導教員による事例研究を行っている。

①大学院博士前期課程、博士後期課程向けの必修科目「研究者倫理」

(授業の目標)

本授業を通し、研究活動を行う大学院生が、研究者としての行動規範と研究における倫理上の諸課題を学ぶことで研究者倫理の本質を理解し、自立した研究者として具備すべき基本的な資質を習得させる。

(達成目標)

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、大学院学生に対して、専攻分野の特性に応じて、研究者倫理に関する知識及び技術を身に付ける。

(工夫点)

- ・学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、大学院の必修科目としている。
- ・大学院における専門分野の特性を踏まえ、各研究室の指導教員が担当する事例研究による研究者倫理教育を実施している。

②大学院博士前期課程（国際プログラム）、博士後期課程（国際プログラム）向けの必修科目「Ethics for Researchers」

(授業の目標)

Assist graduate students as they undertake research activities and promote an understanding of the inherent ethical problems; lead students to think independently and exercise normative consciousness of research ethics through ethics education in research in accordance with goals of scientific education and research and characteristics of individual research specialties.

本授業を通し、研究活動を行う大学院生が、研究者としての行動規範と研究における倫理上の諸課題を学ぶことで研究者倫理の本質を理解し、自立した研究者として具備すべき基本的な資質を習得させる。

(達成目標)

To prevent misconduct and promote fair research activities、 this course provides knowledge and techniques regarding research ethics in accordance with characteristics of each graduate student's research specialties.

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、大学院学生に対して、専攻分野の特性に応じて、研究者倫理に関する知識及び技術を身に付ける。

学部学生に対して実施している研究倫理教育については、学年初めの学部 3 年次編入生者及び進級者向け「履修ガイダンス」において、「研究者倫理について」講義形式で研究公正責任者より説明を行っている。

学部学生の必修科目として「技術者倫理」を開講しており、内容の理解度の測定については、期末試験を実施している。当該授業科目は、大学の教育課程における一般基礎科目の学術素養科目の分野に配置している。学術素養科目は、コミュニケーション能力や倫理観等、すべての専門分野の下地となる素養を得ることを目標としている。

また、応用化学・生命工学課程の専門科目に生命に関わる生命の意味と価値の諸議論につ

いて理解し、倫理や法律上の基準や問題について判断するための知識と見識を得ることを目標に「生命科学倫理」を開講している。

③学部3年次編入学者及び進級者向け「履修ガイダンス」での「研究者倫理について」

(達成目標)

学部学生に対して、学生の研究者倫理に関する知識、研究者としての素養、心構えを身に付ける。

(工夫点)

- ・独自教材によって、大学研究者等の行動規範及び研究公正規程等について説明を行うとともに、平成31年度よりAPRIN e-ラーニング教材「大学初年次向け倫理教育」をプリントアウトして配付している。

④学部3年次向けの一般基礎科目（学術素養科目・必修）「技術者倫理」

(授業の目標)

社会人や技術者には、これまでの学生生活とは異なる緊張感が要求される。技術者になると様々な人間関係や組織の中で活動し、またモノを通じて人々や社会と繋がっていくことになる。そういう中で信用され信頼されなければ、社会人・技術者・研究者としても良い仕事はできない。技術者はこれまで多くの問題を解決し社会を発展させてきたが、その一方で多くの失敗、事故や倫理的な不祥事を起こしてきたのも事実である。本講義では、そうした失敗事例について考え、技術者として倫理的に行動する力を醸成していく。

(達成目標)

- 1) 学生生活と技術者との主な違いや、技術者の遣り甲斐や責任について理解する。
- 2) 技術者として直面する様々な問題について解決策を考える模擬体験をする。
- 3) 他人の意見を聞き理解し、自分の意見を纏められる。

⑤学部3年次向け応用化学・生命工学課程専門科目（専門科目Ⅱ・選択）「生命科学倫理」

(授業の目標)

今日、科学技術の発展に伴い、生命の意味や価値に関する伝統的な考え方を覆す様々な医療や技術の問題が生じ、改めてその意味と意義に関する議論が為されている。このような状況で生命の本質の理解に関わる議論が為される一方、暫定的に医療や技術開発に関わる法的な基準が策定されつつある。講義ではこのような生命の意味・価値を巡る諸問題を解き明かす能力を身につけるとともに、生命に関わる倫理的・法的な知識を獲得する。

(達成目標)

生命の意味と価値の諸議論について理解し、倫理や法律上の基準や問題について判断するための知識と見識を得る。

このほか、各研究室で研究分野に応じて、ラボミーティング、ラボノート、ラボ内のデータ共有等を行っており、先に述べた、大学院博士前期課程、博士後期課程学生の必修科目「研究者倫理」（全8回）の7回目において、所属する各研究室において事例研究：研究現場での事例紹介とディスカッションもその場として活用している。

実施の内容は、データの収集・管理・処理、守秘義務、論文作成、研究発表、オーサーシップ、著作権、共同研究、ラボノートなどに関して、研究倫理教育教材、学会文献資料、記事などを元にして、指導教員と学生の間でディスカッションを実施している。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存については、国立大学法人豊橋技術科学大学研究公正規程において、「生データ、実験・観察ノート、研究資料（文書、数値データ、画像等）、試料（実験試料、標本）、装置等、論文等の形で発表された研究成果のもととなったデータ等」（第2条第3号）として定義づけ、研究者の責務として、「研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データを一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」（第2条の2第3項）とし、研究データを一定期間保存等することを義務づけている。

- ・保存対象とする研究データは、研究者が外部に発表した研究成果に関するものとし、不正が指摘された際に科学的根拠をもって不正がないことを証明できるものを、研究者が自ら決定することとしており、学生の研究成果に関するものとして保存対象とする研究データは、指導教員の責任において決定することとしている。（第24条第1項、第2項）また、複数の研究者と共同で行った研究成果に関するものとして保存対象とする研究データについては、当該研究者が担当した部分について証明が可能な研究データとしている。（第24条第3項）
- ・研究データの保存期間は、研究データの種類により、資料（文書、数値データ、画像など）は、研究成果の発表時点から原則10年、試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、研究成果の発表時点から原則5年とし（第25条第1項）、研究分野の特性等により、前項に定める保存期間を超える期間若しくは短い期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができるものとし（第25条第2項）、また、法令等により保存期間が定められている場合における当該研究データの保存期間は、当該法令等の定めるところによる。ただし、法令等が定める保存期間が第1項に定める期間未満で期間満了後の即時廃棄が明記されていない場合にあっては、第1項に定める期間とする。（第25条第3項）

他機関への異動又は定年等により退職する者（以下「退職者等」という。）が管理する研究データについては、研究公正規程で定めるとともに、その取り扱いを以下のとおりとしている。

- (1) 保存期間満了前の研究データは、原則、本学に残していかななければならない。
- (2) 退職者等が残していく研究データについて、研究公正責任者は、事前に退職者等、当該退職者等の所属する研究室主宰者又は所属の系、総合教育院、研究所及び共同利用教育研究施設等（以下「系等」という。）の長で協議のうえ、研究データ等の保存場所等について、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 退職者等が、他機関で研究を継続する等の理由により自らの研究データを学外に持ち出す場合は、原則退職1月前までに「研究データ移動申請書」を学長に提出し、承認を得なければならない。なお、この場合、研究データの複製を作成の上、オリジナル又は複製のいずれかは本学に残していくものとする。ただし、複製が困難な場合は、研究室主宰者、系等の長及び研究公正責任者で協議し、必要な措置を講ずるものとする。

研究データ移動申請書

平成 年 月 日

豊橋技術科学大学長 殿

申請者 所属：
職 名：
氏 名： 印

平成 年 月 日付けで（退職・転出）するに当たり、在職中に外部に発表した研究成果に係る研究データについて、下記のとおり、豊橋技術科学大学から移動したいので、承認くださるよう、お願いいたします。

記

1. 持ち出す研究データ ※複数ある場合は、以下を記入したリストの添付でも可
 - ① 「論文名：〇〇〇に関する研究」に係る研究データ
 - ② 種別（オリジナル ・ コピー）※どちらかを○で囲んでください。
 - ③ 保存期間 〇年
 - ④ 保存期間末日 20yy年mm月dd日
 - ⑤ オリジナル又はコピーの本学保存場所

2. 研究データの移動先
〇〇大学△△学部××研究室
(所在地：〇〇県・・・・・・・・)

3. 連絡先
電話番号 0000-00-0000
Eメール 000_0000@〇〇.ac.jp

研究データ移動申請書 様式

多くの研究データは電子データ化されており、研究データの保存場所(方法)については、現在、情報メディア基盤センターに格納場所(ストレージ)を設け、その利用・運用方法について検討している。現状は、研究者毎に自身の予算で購入したストレージ等での保存としている。また、試料の保存場所(方法)についても、研究者毎に保存方法を検討・保存している。なお、試料保存スペースが必要な場合は、共用スペース(年間4回学内募集:有料実験系1,000円/㎡・年)を利用できることとしている。

分野による取組の違いへの対応は、保存の為にスペースが必要な場合、保存の為に高額な維持装置が必要な場合等があるが、スペースについては、上述した共用スペースの申請を、高額な維持装置購入等については、学内プロジェクト公募等において予算措置要求をすることができるため、今後、研究者ニーズに合わせた検討も必要なものと考えている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

令和元年度から、保存研究データの確認について、確認方法等を「研究データの保存等に関する取扱いの試行運用について」（戦略企画会議承認、令和元年9月25日）のとおり定め、実施することとしている。

令和元(2019)年9月25日
戦略企画会議承認

研究データの保存等に関する取扱いの試行運用について

1. 保存方法

研究公正規程第24条で定める研究データ（電子データ）の保存については、情報メディア基盤センターの環境整備（機関ストレージ）が整うまでの間は、研究者自らがストレージ等を用意して保存する。

2. 保存研究データの確認

保存研究データの確認は、次のとおり実施する。

①確認対象者

系等（系、総合教育院、研究所及び共同利用教育研究施設）の研究室主宰者の中より確認対象者を抽出（1/5程度）し、5年を目途として、学内研究者の研究データについて確認を行う。

②確認者

研究公正委員会委員及び研究支援課等職員

③確認方法

- (1) Researchmapの公表情報（論文、書籍等出版物、講演・口頭発表等）より抽出した研究データの所在状況（保存場所、保存期間）について確認する。
- (2) 資料（文書、数値データ、画像など）について、保存状況を確認する。
- (3) 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」について、現物の保存状況を確認する。

④確認の報告

確認作業終了後、確認者は速やかに、別紙「平成〇〇年度研究データ確認報告書」を作成し、研究公正責任者へ提出する。

⑤実施時期

毎年概ね10～12月の間に実施する。

※保存研究データの確認は、研究データの保存が単に研究活動の正当性を証明するためのもののみならず、社会的使命・意義を持ったものであることを、学内研究者に啓蒙・周知する為のものでもある。

3. 試行運用について

本試行運用については、学内に共通の保存環境（情報メディア基盤センターの環境整備（機関ストレージ）等）が構築・運用された時点で見直すものとする。

研究データの保存等に関する取扱いの試行運用について

別紙

保存研究データ確認報告書（ 年度）

研究室主宰者名 _____

確認した研究データの発表テーマ名・保存場所・保存期間

1. _____ (保存場所) (保存期間) 資料 年・ 試料 年

2. _____ (保存場所) (保存期間) 資料 年・ 試料 年

3. _____ (保存場所) (保存期間) 資料 年・ 試料 年

適正を欠くと認められる事項	確認（指示）した事項

令和 年 月 日

確認者 役職・氏名 _____ 印
_____ 印

保存研究データ確認報告書 様式

研究室主宰者の中から確認対象者を抽出(1/5 程度)し、5 年を目途として、学内研究者の研究データについて確認を行う。確認方法としては、Research map の公表情報（論文、書籍等出版物、講演・口頭発表等）より抽出した研究データの所在状況（保存場所、保存期間）について、研究公正委員会委員及び事務局（研究支援課等職員）で現地・現物確認を行うこととしている。

（確認にあたっての工夫点）

研究主宰者が保存する研究データは、膨大なものであり、保存研究データの管理の為の作業を要しない様に Research map を活用することとした。また、保存研究データの確認は、研究データの保存が単に研究活動の正当性を証明するもののみに限らず、人類の貴重な学術資源として保存され、人類の発展のために役立てられていかなければならないものであることを研究者に周知した。

調査結果 三重大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、統括研究倫理教育責任者として研究を担当する理事をもって充てており、研究活動に携わるすべての研究者及び研究支援者に対し、それぞれのレベルに応じた研究倫理教育を実施している。適宜、教育を担当する理事、部局等研究倫理教育責任者とも連携し、全学的に不正行為の防止に取り組むこととしている。部局等研究倫理教育責任者は、部局等の長をもって充てており、総括研究倫理教育責任者の指示の下、研究分野の特性に応じた研究倫理教育を実施している。

大学全体の実施計画については、三重大学公正研究推進室で年度計画を策定している。公的研究費の適正な執行については全教職員対象に e-learning による受講を必須としており理解を深めている。定められた年度計画について行動規範委員会、公的研究費不正防止推進委員会と連携して年度計画を実施している。各部局での取り組みは以下の通り。

【人文学部・人文社会科学研究科】

2019 年度計画 (O-1-a-①) に「引き続き、全学的な公正研究活動に協力する。人文学教職員と大学院生全員が、公的研究費コンプライアンス教育を受講する。公的研究費の適正な執行に向けた研修会に教職員が積極的に参加するよう努める。」と定めている。これに基づき、組織委員会のもとで人文学部教員及び学生の研究活動における不正防止のための倫理教育について検討し、学部長が責任者として教員等の研究活動状況を把握・管理している。

【教育学部】

学部長が部局等研究倫理教育責任者として研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、学部運営委員会において、公正研究に必要な規程及び研修内容の見直しを行っている。また、教育学部では 2019 年度計画における研究倫理教育に関する事項を、以下の委員会へ分担している。

研究倫理審査委員会：研究倫理審査活動を継続して実施する (教育学部年度計画 O-1-a-①)

研究推進委員会：公的研究費の不正防止にむけた啓発活動への参加を促す

(教育学部年度計画 O-1-a-③)

【医学部・医学系研究科・附属病院】

大学の公正研究推進室で策定された年度計画に従い e-learning(eL CoRE)等の研究倫理教育を実施するとともに、研究科長は実施状況を統括責任者に報告することとしている。また、臨床研究開発センター主催により、臨床研究者 (学生含む) に対して、人を対象とする医学系研究倫理指針に関する講習会等を定期的 (年度当初) に開催している。同講習会については e-learning による受講もできる体制が整備されている。

【生物資源学研究科】

論文に関する報告書の提出のチェック及び関係資料・データ保存の周知について教授会等を通じて行い、その後説明会を 2 回行うとともに研究倫理に関する研究科 FD の開催を今年度中に予定している。加えて、研究科長は、本研究科教員に係る研究倫理教育等の実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告することとしている。

【工学研究科】

研究科長室会議による責任のもと、学内教員による研究倫理に関する説明を1年に数回、教授会などで実施している。加えて、研究科長は、本研究科教員に係る研究倫理教育等の実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告することとしている。

【地域イノベーション学研究科】

教授会および研究科長室会議において「三重大学における公正研究の基本方針」と「研究資料等の保存に関する指針」に基づく注意喚起、および「学術論文等公表報告書」の提出の定期的モニタリング等の対策を各年度に実施し、実施状況を確認している。また、研究科教職員全員を対象とした「研究科FD研修会」による研究倫理教育を年1回開催している。研究倫理教育および研究倫理意識の醸成に関しては、FD担当副研究科長および研究科長室会議が「研究科FD研修会」等の企画を行い、教授会が実施している。加えて、研究科長は、本研究科教員に係る研究倫理教育等の実施状況を確認するとともに、実施状況を統括責任者に報告することとしている。

【その他】

動物実験を行う研究者（学生含む）に対し、動物実験教育訓練を年数回実施している。

研究倫理教育の受講管理については、研究倫理教育の履修管理については各部局が eL CoRE に加えて分野の特性に応じたFDを実施、またはAPRINの e-learning プログラムを選択している。統括責任者は各部局から報告された研究倫理教育の実施状況をもとに未受講者については受講を促し、それでも受講されない場合は各部局の研究倫理教育責任者と連携して指導をしており、受講率を毎年度100%としている。

（2）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学全体で実施している研究倫理教育については、まず、新規採用者及び定期的な在職者に対する e-learning プログラムとして、eL CoRE、APRIN の e-learning プログラムの受講・成績管理を活用している。在職者についても定期的（5年以内）に受講するよう定めている。

また、研究に関するコンプライアンス研修会については、大学における公正な研究活動の推進を目的として毎年度開催している。今年度は、すべての研究者・学生及び職員を対象に共著論文のオーサiershipや研究不正が起こりにくい研究室運営等に関する研修会を12月に2回実施している。

このほか、科研費説明会において、研究倫理及び公的研究費の適切な使用について周知している。

**令和元年度
研究に関するコンプライアンス研修会**

科学の健全な発展のためには、公的資金の有無にかかわらず、全ての研究者、学生及び職員が研究分野によらない高い研究倫理を身に付けることが求められています。そこで、本学における公正な研究活動の推進を目的として、次のとおり令和元年度研究に関するコンプライアンス研修会を開催します。本年度は、研究室運営上の課題をテーマとした研修会となっております。是非ご参加下さい。

日程：令和元年**12月25日**（水），**12月26日**（木）（同内容です）
 場所：地域イノベーションホール（地域イノベーション研究開発拠点3階）
 対象者：教員、研究員、技術職員、研究支援に関わる事務職員、大学院生 等

タイムスケジュール

1. 挨拶・趣旨説明 副学長（研究担当）	13：15～13：20 橋本 篤
2. 研究倫理について 副学長（研究担当） ○研究不正の事例及びその背景について ○共著論文のオーサーシップについて ○実験データ等の保存の期間及び方法 など	13：20～13：35 橋本 篤
3. テーマ1 研究室主宰者の役割と責任について 教養教育院・講師 ○研究不正が起こりにくい研究室運営 ○取組事例報告	13：35～14：35 和田 正法
4. テーマ2 外国企業との共同研究や外国人研究者・留学生受入時の注意点について 地域イノベーション推進機構・准教授 ○最近の安全保障貿易管理を巡る情勢について ○米国の機微技術管理の拡大 など	14：45～15：15 狩野 幹人

※ 希望するテーマのみの受講可

日本のホワイト国の見直し、アメリカの輸出管理強化、断片的なニュースを他人ごとと思っ
ていませんか？機微技術管理の厳格化は世界の潮流。「知らな
かったから」「基礎研究だか
ら」は通用しない！

お問い合わせ 学術情報部研究推進チーム 内線：9787

令和元年度 研究に関するコンプライアンス研修会

（3）学生に対する研究倫理教育

学生に対して、全学で実施している研究倫理教育については、全大学院生を対象に公正な研究活動の発展と推進及び研究費の適正な使用の推進を図るため、日本学術振興会が運営する e-learning (eL CoRE) の受講を必須としている。さらに e-learning の動機付けとして、前・後期の初めに新入生を主たる対象として、大学専任教員（専門分野：科学史）による「なぜ研究公正を学ぶのか」と題した講演会を年2回開催している。

また、全学部学生を対象に必修科目として教養教育のアクティブラーニング（スタートアップセミナー、教養ワークショップ）を実施し、論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理について学修する科目を開講している。このほか、基礎科目として「情報科学基礎」情報倫理に関する基本的知識を学ぶこととしている。

学生に対して、学部・研究科等として実施している研究倫理教育については、以下のよう
な例がある。

【人文学部】

専門教育の基礎教育において主に PBL セミナーで文系分野の研究方法の学習と同時に分野
に応じた倫理教育を行っている。文系分野における情報収集・論文作成における方法および公
正性に関することを学修している。

【教育学部】

選択必修科目で「人権と教育」のなかで教師を含む社会人になるにあたって必要な人権感覚
や倫理観を養う教育を実施している。また、各種必修授業で論文の作成方法、研究の進め方、
研究者倫理に関することを学修している。

【医学部】

初年次教育の一環として1年次の医学医療入門の中で研究上の倫理、臨床倫理に関する講義
を行っている。また、3年次の研究室研修において、プロポーザル作成の指導を行っている（研
究に必要な情報収集能力、論理的思考法・説明法、研究の進め方等に関すること）。

【工学部】

学部必修科目で「安全教育・工学倫理」のなかで技術者倫理、情報倫理、防災・原子力安全
等の教育を実施している。

【生物資源学部】

学部学生については、集中講義（必修）による「技術者倫理」を各学科の特性に合わせて開
講している。グループ学習の要素を加えた授業を開講している。講師は外部組織の技術士事務
所の技術士を依頼しており分野の特性に応じた学修内容の講義を実施している。

【地域イノベーション学研究科】

入学時のガイダンスにおいて、新入大学院生を対象とした論文の作成および研究の進め方
に関する基本的な説明を行うとともに、Moodle を通して「学位論文作成要領」を配布し、具体的
に説明している。また、全学生の履修状況についてモニタリングし、必要に応じて履修指導し
ている。研究倫理教育に関しては初年次教育が重要であると認識しており、博士前期課程1年
生に対して、「研究開発倫理特論」を必修授業として開講しており、研究・開発における法令
順守と倫理について解説した上で、公正研究・研究倫理について、日本学術振興会のテキスト
「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を用いた教育を実施している。さらに、
研究倫理を理解した上で、知的財産権、特許権、著作権、秘密保護および安全保障貿易等にま
で発展させて学習させる点が本授業の大きな特徴である。

法律と倫理

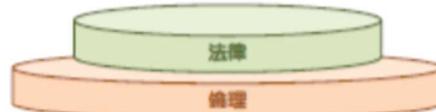
● 法律に違反するとどうなる？

➔ 罰則

- 責任の性質：法律上の責任（刑事罰、行政罰、民事上の損害賠償など）
- 責任の主体：違反した個人・法人（の責任者）
- 判断権者：裁判所

● 倫理では？

- 責任の性質：社会に対する説明責任、社会的責任
- 責任の主体：誰に責任があるのか？
- 判断権者：誰が判断するのか？



5

科学と技術

● 科学（＝研究）

- ➔ 文明の発展・発達に寄与
- ➔ その時点における真実をつきとめ、真摯に向き合う（←後から振り返ったときに間違いもある）。
- ➔ 人類・社会に公表し、共有する。
- ➔ 科学者・研究者の責務。

● 技術

- ➔ 科学に基づく
- ➔ 文明（よりも産業）の発展・発達に寄与

● まずは

- ➔ 「科学の健全な発展のために（日本学術振興会）」を学ぶ
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

6

教育における研究倫理教育の位置付けについては、三重大学のディプロマポリシーにある「4つの力」のうち、「生きる力」の「社会人としての態度・倫理観」の醸成として取り扱っている。

- ・生きる力：
「感じる力」「考える力」「コミュニケーション力」の基盤となる力、および高次の能力
- ・社会人としての態度・倫理観：
社会の一員としての意識をもって、権利と義務を正しく行使し社会の発展のために積極的に関与できる。自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲等の取扱いは、研究資料等の保存に関する指針に基づき、以下の通りとしている。

- ・実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残すものとする。
- ・実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成するものとする。
- ・実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管するものとする。
- ・論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（以下「研究データ等」という。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存するものとする。なお、保存に際しては、後日の利用・参照が可能となるように研究データ等に関する説明情報の整備や検索可能性・追跡可能性の担保に留意する。
- ・研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理するものとする。なお、転出や退職した後も本指針で定める期間は適切に管理するものとする。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、以下の通りとしている。

- ・研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、データ等に関する説明情報の整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても 10 年の保存が望ましいが、保管スペースの制約等止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。
- ・研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等「もの」の保存期間は、原則として当該論文等の発表後 5 年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（例：不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料）や、保存・維持に多大なコストがかかるもの（例：生物系試料、大型装置）についてはこの限りではない。

各部局における研究データの取り扱いについては、指針をふまえつつ、研究分野の特性、研究分野のコミュニティの考え方及び各部局の状況等に留意し、各部局で定めている。

【人文学部・人文社会科学研究科】

人文学部には生データを扱う実験室がなく、研究に用いるデータの多くは図書館・文書館が保管する文書類、あるいは政府・地方行政団体および企業や非営利団体などの私的機関等が発表・刊行した追跡可能なものであるため、データは研究論文発表後、当該研究者の責任で保管する。

【教育学部・教育学研究科】

研究資料等の保存に関する指針で規定された内容を「教育学部及び教育学研究科における研究資料等の保存に関する内規」で制定している。

【医学部・医学系研究科・附属病院】

「医学系研究科・医学部・附属病院における研究データの保存等に関するガイドライン」を定め、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とするが、「人を対象とする医学系研究倫理指針」に基づく研究及び「臨床研究法」に基づく臨床研究に関しては当該論文等の発表後 5 年間としている。

筆頭著者または責任著者として、論文の公表等を行った場合は、学術論文公表等報告書および発表論文及び当該研究の実体と信頼性を担保するデータを保存した CD-R を提出することとしている。提出されたものは医学・病院管理部経営管理課研究支援室で保管している。

【工学研究科】

研究資料等の保存に関する指針で規定された内容を「研究資料等の保存に関する指針に対する工学研究科申合せ」で制定している。

【生物資源学研究科】

責任著者の研究資料を学部で管理するため、従来の個人での管理に加え、学部のパソコンにも移管し、学部で一括管理できるようにしている。これまで各研究室及び各講座で保管していた実験ノートやデータなどの管理を研究科長室の HDD に集中管理を行うこととし、論文内容のエビデンスとして確認している。

【地域イノベーション学研究科】

原則として、大学が定める「研究資料等の保存に関する指針」に従うこととし、研究分野の特性、研究分野のコミュニティの考え方に留意すべき点については、「三重大学大学院地域イノベーション学研究科の研究資料等の保存に関する取扱」において、各教員は「関連部局若しくは関連分野の部局における取扱に従うものとする。」と定めている。

転職又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、研究室主宰者は自らのグループの研究者の転出や退職に際し、当該研究者の研究活動に関わる研究データ等のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する、ないしは、所在を確認し追跡可能としておく、等の措置を講ずることとしている。

「三重大学における公正研究の基本方針」において、単著又は共著の場合で筆頭著者あるいは責任著者として論文を公表した場合は「学術論文等公表報告書」を所属部局等の長に報告することを定めており、報告書の中でデータ保管者氏名と各著者の役割を記載することとしている。

【書式】

平成 年 月 日

学術論文公表等報告書

部局長 殿

所属 (学科名等)

職名

氏名

以下の学術論文等が公表等されましたので報告します。

発行日	20 年 月 日 (JST)
著者名 (所属) (学生に下線; 責任著 者に二重下線)	
題目	
雑誌・書籍等名	
巻号・頁数	
発行者	
DOI	
出版社	
データ保管者氏名	

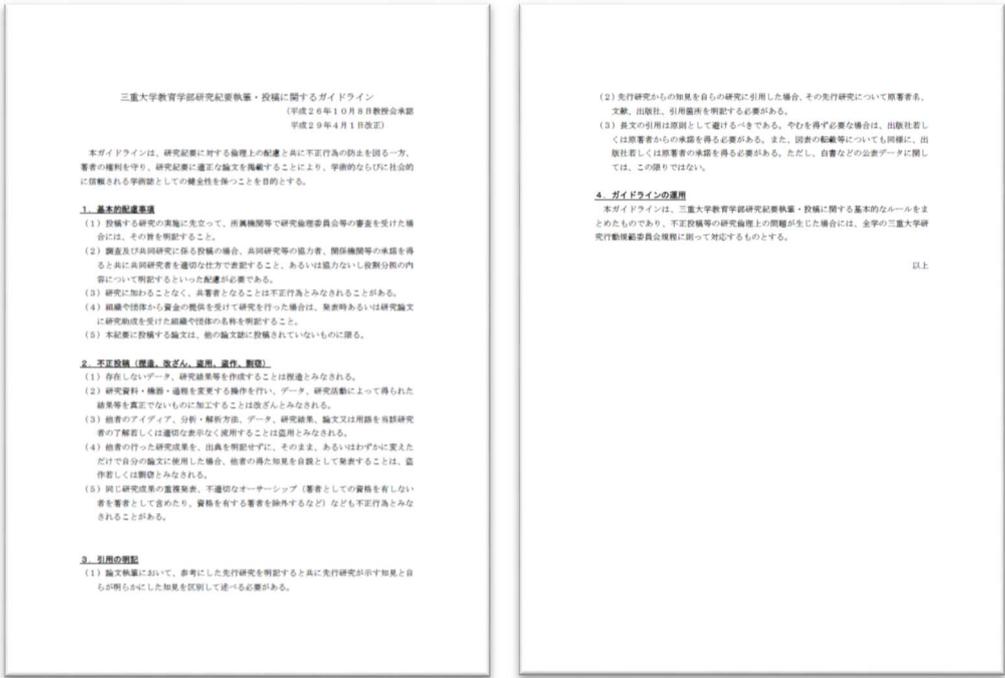
関係資金 (校費, 科研費等)		
各著者の役割	著者名	役割
	第1	
	第2	
	第3	
	(以下, 適宜拡張可)	

学術論文公表等報告書 様式

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

公正研究推進室を設け、公正な研究活動の推進と研究費の適正な使用を一体として取り組んでいる。公正研究推進室は毎年対象を決定し部局等に対して研究データの確認を行う対象論文を選び、研究データの保管状況についてモニタリングを実施し、助言・是正要求を実施することにより研究不正が起りにくい研究室運営ができるよう取り組みを行っている。

教育学部における研究紀要に関する研究公正の取組として、「三重大学教育学部研究紀要投稿規約」「三重大学教育学部研究紀要執筆・投稿に関するガイドライン」を制定し、教職員へ共有を行っている。また、教員が紀要の原稿を提出する際には「三重大学教育学部研究紀要執筆・投稿に関するガイドライン」を遵守するとともに、「三重大学の科学研究における行動規範」並びに「三重大学教育学部研究倫理規準」の内容をよく理解した上で投稿することの誓約書を併せて提出することとしている。



三重大学教育学部研究紀要執筆・投稿に関するガイドライン

誓約書

三重大学教育学部長 殿

私は、教育学部研究紀要第 号において、論文の投稿にあたり、「三重大学教育学部研究紀要執筆・投稿に関するガイドライン」を遵守するとともに、「三重大学の科学研究における行動規範」並びに「三重大学教育学部研究倫理規程」の内容をよく理解した上で投稿することを誓約いたします。

(区 分) 筆頭著者 共著者

(論 文 名) _____

日 付: 年 月 日

所 属: _____

職 名: _____

氏 名: _____ 印

(自 署)

(注意)共著者も誓約書を提出して下さい。日付は記入日をご記入下さい。

【研究推進委員会取扱い記入欄】

誓約書提出日	年 月 日	研究推進委員会受理日	年 月 日
通 信 欄			

誓約書

医学系研究科・附属病院では、附属病院の臨床研究開発センター主催で臨床研究を企画立案できる研究者養成のためにリサーチカフェを実施している。論文作成に必要な初歩的なデータの種類・要約方法についての内容をディスカッション形式で学内講師（生物統計家）が講師となって、2014年9月から実施している。

リサーチカフェ（最近のテーマ）

- 第66回（2019年7月） 3群以上の割合の比較
- 第67回（2019年8月） 研究計画書作成における統計解析
- 第68回（2019年9月） 臨床試験における部門関係～統計を中心に～
- 第69回（2019年10月） データの種類と要約方法
- 第70回（2019年11月） 試験デザインごとの統計学の考え方
- 第71回（2019年12月） 解析対象集団ごとの統計学の考え方
- 第72回（2020年1月） 割付方法の種類とその特色
- 第73回（2020年2月） 正規分布の基本

リサーチカフェ

お飲み物を飲みながらのリラックスした雰囲気の中で、臨床研究を企画・立案できる研究者養成のためのリサーチカフェを開講致します。
 参加費は無料、事前申込は不要です。
 是非ご参加下さい。
 お飲み物は各自ご持参下さい。

データの種類と要約方法

第69回 リサーチカフェ
日時：10月29日(火) 17:00～18:00
場所：病態医科学研究棟8階 中会議室
講師：臨床研究開発センター 小椋 透

初歩的な内容です

 咳あり
 咳あり
 咳なし



どのように要約するか

ID	体温	咳
1	37.5	あり
2	36.9	あり
3	36.5	なし







【主催】 三重大学医学部附属病院 臨床研究開発センター
 リサーチカフェに関する問い合わせ先
 臨床研究開発センター 内線:5240、6510

リサーチカフェ パンフレット

調査結果 龍谷大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、大学では、研究活動及び研究費等の運営、管理を適切に行うため、最高管理責任者(学長)、統括責任者(研究担当副学長)、コンプライアンス推進責任者(部署等の長)を置いている。また、学長の下に研究不正行為防止委員会を設置し、研究倫理教育をはじめとする不正行為の防止に関する方策を策定・実施している。

研究者の研究倫理意識を醸成していくために、研究不正行為防止委員会において、機関全体の実施計画として「龍谷大学・龍谷大学短期大学部 研究費等の不正使用防止計画及び研究活動における不正行為防止計画」を策定し、不正発生要因等を踏まえた大学における課題に対し、不正防止に向けた対策を検討している。新たな対策を講じるにあたっては、予め研究者の意見を聴取することとし、必要に応じて全学研究運営会議、部局長会等にも諮るなど丁寧な合意形成を行うことで、研究者が納得し実質的なものとなるよう配慮している。同計画は、最高管理責任者および研究不正行為防止委員会が定期的に点検し、より効果的な不正防止活動の実施に向けて見直しを行っている。

部署等においては、主に全学研究運営会議において統括責任者から定期的に出される指示(研究者への研究倫理教育の受講督促等)に、コンプライアンス推進責任者と全学研究運営会議構成員である研究主任が連携して対応している。加えて、コンプライアンス推進責任者は、適宜、研究倫理をテーマとしたFD報告会を開催する等して、主体的に研究者の研究倫理意識の醸成に努めている。

各研究科では、大学院教学会議にて承認された研究倫理教育の実実施計画に基づき、対象となる全ての大学院生に対して研究倫理教育を実施し、履修指導、確認、把握等を行っている。また、各研究科の研究科委員会において、全研究科で実施する内容の他に、研究科個別での研究倫理教育について検討・実施している。学部での研究倫理教育は、授業科目や新入生を対象としたオリエンテーションで実施しており、講義概要やオリエンテーションスケジュールを作成する中で、実施計画を策定している。

大学における研究倫理教育の履修管理については、研究者については、APRIN eラーニングプログラムを通して、研究倫理教育の受講者の受講状況及び理解度を把握している。なお、龍谷大学では、同システムの確認テストに合格していない者を理解度が低い受講者とみなしている。受講率については、事務局である研究部から定期的に統括責任者に報告している。これを受けて統括責任者は、年に2回程度、各学部から選出された研究主任が構成員となる全学研究運営会議において受講率を報告し、研究部長や研究主任を介してコンプラ

イアンス推進責任者に対し、未受講者に指導するよう要請している。

大学院生は研究者と同様に APRIN e ラーニングプログラムを利用しており、プログラムを通して、研究倫理教育の受講者の受講状況及び理解度を把握している。対象となる大学院生には、当該年度内での確認テストの合格（修了）を課しており、合格していない学生については、研究科から必要に応じて指導している。また、学部学生については、個々の科目の成績評価を以て理解度を把握している。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者への研究倫理教育については、各学部から選出されている研究主任を構成員とし、統括責任者が議長となる全学研究運営会議と連携して実施している。

研究者及び研究支援人材は、研究活動に係る関連諸法規及び大学諸規程並びに研究費の執行ルール等について習熟するため、研究倫理教育を義務づけている。また、大学に所属する全教育職員（研究者）、研究費の運営・管理業務に携わる事務職員、大学が受け入れる日本学術振興会の特別研究員及びその他コンプライアンス推進責任者が必要と認める者を受講対象としている。

APRIN e ラーニングプログラムの次の科目を主な学修内容とし、平成 27 年度から 5 年度毎に実施することとしている。新規採用者に対しては、着任時にも実施している。学外の共同研究者に対しては、センターや付置研究所のコンプライアンス推進責任者から受講依頼することで対応している。

<研究者>

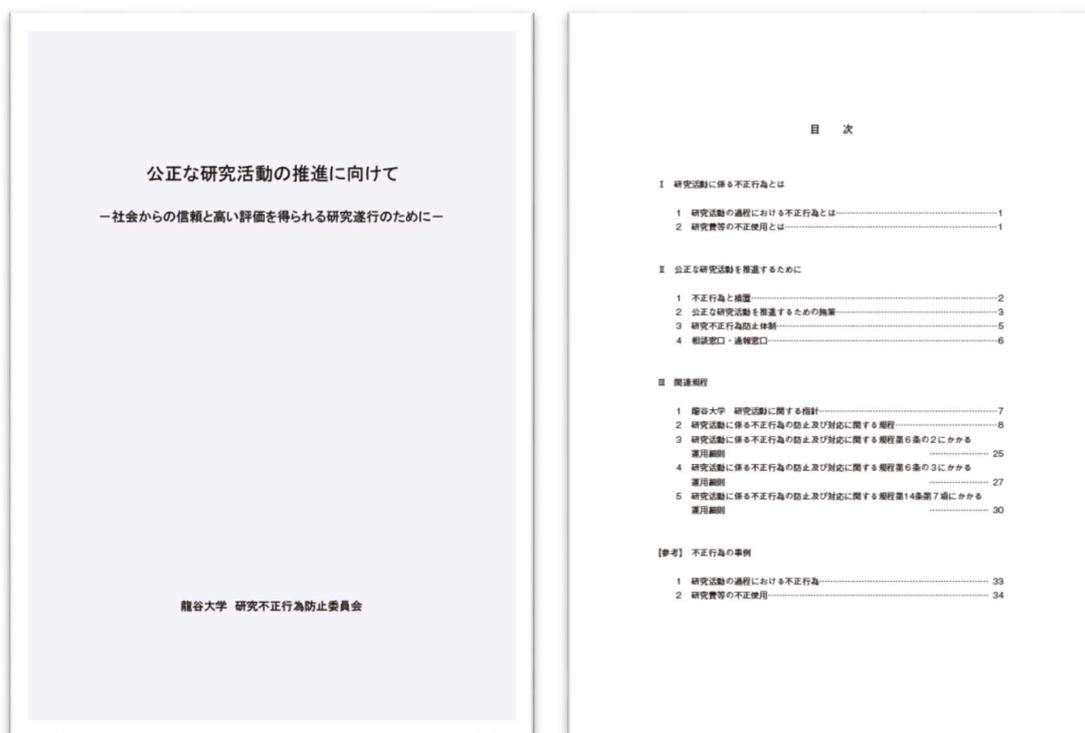
「責任ある研究行為について」、「データの扱い」、「盗用」及び「公的研究費の取り扱い」

<研究支援人材>

「公的研究費の取り扱い」

また、就任時研修や科研費執行説明会等の機会には、事務局である研究部から、研究不正行為防止体制、通報窓口、相談窓口等について説明するとともに、研究不正行為防止委員会が作成する啓発資料「公正な研究活動の推進に向けて」を研究者に配付することで研究倫理教育を実施している。

各部署においては、不定期に研究倫理をテーマとした FD 報告会を開催するなどの事例もある。



公正な研究活動の推進に向けて
 社会からの信頼と高い評価を得られる研究遂行のために

(3) 学生に対する研究倫理教育

研究科では、研究倫理に関する知識及び技術の修得と研究倫理意識の醸成を目的として、2015年度からAPRIN eラーニングプログラムを、大学院生（新入生）を対象として全学的に実施している。APRIN eラーニングプログラムは多彩な科目構成が特徴であり、各研究科では、学問分野（人文・社会・自然）の特性に応じた研究倫理教育を実施している。

各学部では、初年次教育等において、大学で学ぶこと、学部学科で培うべき資質・能力等を教えており、研究倫理教育に関連する内容についても取り上げている。

例えば、文学部では、レポート・論文作成にあたっての注意事項として先行文献を引用する場合の引用元の明示や剽窃について取り上げている。また、経済学部では、引用や剽窃、言い換えについて説明し、自らの意見と他人の主張・データの区別や、盗作と疑われない注釈の付け方等について取り上げている。

さらに、学部では、研究の基盤となる高度な倫理観の形成や研究者の倫理・責任について学ぶ科目として、国際学部、理工学部及び農学部が必修科目として設置し、研究倫理教育を実施している。

研究科では、経済・経営・理工・農学研究科では授業の中で研究倫理について取り上げているほか、法・社会学研究科では新入生オリエンテーションの際に、研究倫理教育を実施している。

研究倫理教育及び倫理観の醸成を図るため、授業で研究倫理について取り上げている科目

◆学部

- 国際学部 科目「リサーチ方法論A」、「リサーチ方法論B」
- 理工学部 科目「技術者倫理」
- 農学部 科目「食と農の倫理」

◆研究科

- 経済学研究科 科目「研究の技法」
- 経営学研究科 科目「アカデミック・ライティングⅡ」
- 理工学研究科 物質化学専攻 科目「共生学特論」
- 農学研究科 科目「仏教思想特論」
- 農学研究科 科目「食農科学特別講義」

講義概要（例）

農学部「食と農の倫理」

SDGsとして、17の目標と169のターゲットが掲げられ、問題を解決するための取り組みが世界のさまざまな地域や場所で始まっている。現代の「食」と「農」に関わる諸問題について、大学の建学の精神に関わる仏教の思想を踏まえた、高度な倫理観を身に付けるため、4つの課題（「遺伝子組み換え技術と農業」、「環境問題と農業」、「食と安全」、「飢饉と飽食」）のそれぞれについて、僧侶として実務経験を持つ教員による仏教的な生命倫理観の講義と、農学を専門分野する教員による農学研究を基盤とした講義を併せて行う。また、講義ではディスカッション形式の授業も取り入れて双方向的なものとしている。

経済学研究科「研究の技法」

修士課程という最初期の段階で、研究の出発に当たって当然知っているべき技法のいくつかを修得する。第1回～第5回：まず経済学がどのような学問であるかを、3つの科学（人文科学・社会科学・自然科学）という特徴を指摘しながら、考察する。その後、経済学の歴史を簡単に振り返りながら、その方法（定量分析、定性分析）の特徴を学ぶ。その後、各人の研究計画を持ち寄り、自ら改訂し、発表し、相互に議論し、更に改定する、という機会を設ける。第6回～第10回：まず研究倫理（捏造、改ざん、剽窃、盗用、研究費）について、具体的な事例を通じて、体得してもらう。その後、他人の研究を批評すること（審査報告の実際、討論者の作法、司会の役割）などに力点を置いた講義を展開する。第11回～第15回：社会科学的な研究の考え方と実証的な分析の基本的な方法について、リサーチクエスチョン、因果関係、仮説、統計的検討からなる分析の過程を、統計ソフトを使った簡単なワークを行いながら具体的に体験する。

研究室における研究倫理教育については、研究室主宰者が、所属する研究者・学生の研究倫理教育を行っている。具体的には、次のような事例がある。

① 人文学

大学院生の研究室配属時に、どのような行為が研究不正に該当するのかを説明し、研究室主宰者が行っている研究資料の管理方法を一例として示すことで、論文を容易に検証できる状態にしておくことの重要性を認識してもらうとともに、自身に合った適切な管理方法を考えてもらうようにしている。

また、大学院生が論文を作成した際には、エビデンスとなる研究資料の提出を求めるなど、研究室主宰者が、資料の解釈が強引でないか、剽窃が行われていないか等を確認している。

② 自然科学（実験系）

研究室配属時のオリエンテーションで、学内諸規則を配付し、構成員全員で確認している。加えて、実験ノート配付し、実験ノートは研究不正防止のためであることを説明し、書き方を指導している。実験ノートは研究室に常備しており、実験結果について議論する際の経過確認時や研究成果発表時のエビデンスとして定期的に用いている。

また、研究室内では、研究テーマが近い構成員でグループを作り、互いにサンプルやデータを共有して、研究を進めている。発表論文は、学生を含めた複数の構成員の共著で作成することを基本とし、記載内容、データ等を複数人で確認、検証しながら、ピア・レビューが厳正に行われる学術誌への投稿を心がけている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

大学において保存を義務付けている「研究データ等」は、不正行為の疑惑を晴らすために示す本来存在すべき証拠等を表し、調査研究又は実験等で得られた各種情報及びそれらを記録した媒体であって、次のいずれかに該当するものである。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 実験データ | 実験又は試験によって得られたデータ及びそれらを記録した媒体 |
| (2) サンプル | 調査、実験又は試験によって得られた標本等及び調査、実験又は試験に用いた標本並びに当該実験又は試験に用いた装置 |
| (3) 調査記録 | インタビュー等を含む各種調査記録及びそれらを記録した媒体 |
| (4) メタデータ | 実験データ、サンプル又は調査記録の種類、取得場所、取得日時、取得方法、保管者及びこれらに関連する全ての情報並びにそれらを記録した媒体 |
| (5) その他研究データ | 上記に該当しない調査研究又は実験等で得られた各種情報及びそれらを記録した媒体 |

大学に所属する全ての研究者は、大学の身分のもとで実施される全ての研究活動の遂行にあたり、その過程を実験ノートや観察ノート等の記録媒体又はその他の研究記録物等として記録に残さなければならない。また、当該研究者及び当該研究者の指導のもと学生が取得した研究データ等を適切に取り扱い、保存期間中は、品質の確保に留意しつつ、必要に応じて大学の関連諸規則に従い、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。保存期間については、日本学術会議等の動向を踏まえて、論文等の研究成果が公表された時点から起算し、実験データ、調査記録、メタデータ及びその他研究データを原則 10 年、サンプルを原則 5 年と定めている。具体的には、次のような事例がある。

① アーカイブを利用する場合（歴史学）

研究資料は、原則としてスキャンして PDF 形式の電子データで保存する。紙が傷むなどの理由で、写し（紙媒体）や写真データとして保存する場合もある。これらの研究データは、場所、日時、研究テーマ等で区分し、フォルダで管理している。また、論文作成時に容易に辿ることができるよう、それらを Excel ファイルで一覧化している。とりわけ、この分野の文献引用では、APA スタイルよりもフットノーツスタイルが一般的であり、研究内容の他者による検証を前提とした論文作成が行われている。

② 野外調査を実施する場合（生態学）

調査地における観察や計測を実施する場合、レベルブック等の野外用測定野帳にデータに関する情報を基本的に集約するとともに、計測対象を可能な限り写真や動画に記録するなど、生物種の同定ミスを防ぐ（第三者が確認できる）方法を採用。これらの研究データは原則として研究者個人が管理するが、電子媒体に記録されたものに関しては、研究室内のデータベースに集約して一括管理する。

調査地で採集した生物は、それぞれの生物群に適した標本作製し、可能な限り保存している。大気や水については、野外での観測値の記録を保存している。

③ 実験を実施する場合（植物生命科学）

植物種子などの生物サンプルは、適切な温度と湿度が保たれる冷蔵庫やチャンバーで保存している。保存期間は、植物種によって異なる（数年から 10 年程度）。実験を継続する場合は、栽培して新しい種子を収穫する。

DNA 分析や RNA 分析に用いる生物サンプル及び抽出した DNA・RNA サンプルは、冷凍庫で保管している。また、画像、シーケンスデータ、解析データ等の電子データは、研究室の共通サーバで保存している。

保存対象の研究データと廃棄する研究データは、成果発表における使用有無や法令、諸規則、契約等に定められた保存期間をはじめ、研究分野の特性に応じて保管スペース、保存コスト等を踏まえて、研究者自身が総合的に判断し区分している。具体的には、次のような事例がある。

① 人を対象とする調査を実施する場合（言語学）

インタビュー調査などの人を対象とする調査を実施する場合、論文の投稿の際に研究データの保存の確認を求められることもあり、音声データや記録は、原則、電子データで保存している。新たなテーマに取り組む場合に過去の研究データが役立つこともあり、基本的に研究データを廃棄することはない。但し、インタビュー対象者の意向を受けて、敢えて保存しない場合もある。

なお、調査実施前には人を対象とする研究に関する倫理委員会に実施計画を諮る、研究発表等で当該データを開示する場合には匿名性（ID、氏名、調査日時）を担保し、音声データや動画データは開示しないようにする、開示内容についてインタビュー対象者の了承を得る等の手続きを行っている。

② 野外調査を実施する場合（生態学）

野外から持ち帰った分析前の固形物試料は、原則として、計測後も論文等の発表までは保存し、論文発表後に廃棄している。論文発表後に廃棄するのは、論文作成の段階で全ての計測（再計測を含む）を終えており、保管スペースの確保が困難であるためである（例えば、森林の落葉量調査では、70L のビニル袋 15 個分の試料が 1 年間に蓄積されることがある）。但し、植物の生理反応計測などの目的で持ち帰った試料は、生理活性を維持した状態で保存することが困難なため、計測終了後に廃棄している。

③ 実験を実施する場合（植物生命科学）

保存中に生存率が下がる種子などは、適当なサイクルで再増殖をかけ、再増殖に成功すれば古い試料は廃棄している。データを取り終えた後の生物サンプル及び抽出したDNA・RNAサンプルは、論文発表後に廃棄している。特にシーケンスデータを取得した場合は、公的データベースで未処理の生データを公開するため、試料を保存する意義は低いと判断している。

転出又は退職する研究者が保有する研究データ等については、当該研究者が、後日必要となる場合に備えて検索可能性及び追跡可能性を担保した管理及び保管をしなければならないこととしている。また、保存期間終了後、研究データ等の譲渡又は廃棄を行う場合は、法令等に従って適切にこれを行わなければならないことを定めている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データ等は、稀に機関に残置する場合もあるが、基本的に当該研究者と共に組織を移動する。研究不正の疑惑が生じた際に、研究者自身が反証できる状況を担保する必要があるためである。学生が保有する研究データ等については、卒業時に回収し、研究室主宰者が保管することもある。また、生物系の標本の保存等においては、大学での保管だけでなく、適切な管理が可能な博物館へ寄贈したり、学外の標本救済ネットワーク等を通じて他の施設へ移管したりしている。

西日本自然史系博物館ネットワーク 標本救済ネット

自然史標本は、人類共有の財産として後世に残していくべき貴重な資料であり、標本の所有者が博物館や大学などの標本庫に寄贈する意志を持ちながら、受け入れ先を見つけられず、有用な標本が廃棄されたり、散逸したりすることがないように、寄贈標本についての情報を一元化。

大学としては、離籍後も当該研究者と連絡が取れるようにしている。他にも、遺伝子組換え生物等使用実験を実施していた研究者が退職するに際しては、遺伝子組換え実験安全主任者が同研究者に実験記録簿、実験ノート等を適切に保存するよう指導助言を行った上で、遺伝子組換え生物等使用実験期間満了報告書を受領している。

実験データ、調査記録、メタデータ及びその他研究データは、保存に係る管理コストが比較的小さい。一方で、サンプルは、保管に要するスペースや管理コストが大きくなる可能性がある。そのため、論文等の研究成果が公表された時点からの保存期間を区分し（原則、前者は10年、後者は5年とし）、公的研究費や学外研究資金の間接経費の一部を研究者自身が執行できるようにすることで、保存に関する第一義的責任がある研究者の負担を軽減している。

研究データ等の保存コストについて、人文学・社会科学に係る研究ではあまり問題とならない場合が多いが、自然科学に係る研究においては研究者の負担となっている。例えば、シーケンスデータなどの容量が大きいデジタルデータを保存したり、DNAサンプル等の保存に冷凍庫等の設備を整備したりする必要があるためである。過去には、電源設備点検で一斉停電する際に、冷凍庫内の温度上昇を抑えるために、研究室毎に発電機を回したり、ドライ

アイスで対応したりする人的コストも発生していた。現在は、大学が給電用配線を整備したことにより、保存に係る研究者の負担を軽減している。

研究者が取得した研究データ等の管理責任は、学外の機関との間で研究データ等の帰属先に関する特別な契約がある場合を除き、当該研究者に帰属するものとしている。ただし、当該研究者の指導のもと、学生が取得した研究データ等の管理責任は、学外の機関との間で研究データ等の帰属先に関する特別な契約がある場合を除き、研究資金により学校法人龍谷大学に雇用されている当該学生を管理する立場にある研究者と当該学生との共有としている。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

情報メディアセンターでは、全学の学生を対象として、新入生のための情報リテラシー支援プログラムとして、インターネットマナー講習会を実施し、ネットワークを利用する上で必要な情報倫理や情報セキュリティ等の重要性を説明している。

調査結果 大阪市立大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育の体制については、大学では、平成27年4月に関係規程の整備等を通して体制整備を図り、研究倫理の確立のために必要な統括的業務を行うために最高管理責任者（学長）の下、統括管理責任者（研究担当副学長）を置き、各研究院に研究倫理教育責任者を設置し、大学の研究活動に関わる者に対する研究倫理教育を実施している。

また、所属する研究院ごとに定める研究倫理教育の内容・方法により、原則として5年に1回研究倫理教育を受講し、受講完了届を各研究院に設置している「研究倫理教育責任者」に提出するよう義務付けている。研究倫理教育責任者は、研究院長が指名する者をもって充て、研究活動に関わる者に対する研究倫理教育を定期的実施し、受講状況を管理監督している。

部局等における実施計画に基づく取組については、以下のような事例がある。

<文学研究科>

「大阪市立大学大学院文学研究科研究倫理審査委員会内規」および「大阪市立大学文学研究科研究倫理審査委員会の運用に関する申合せ」を制定し、文学研究科長を委員長とした6名で構成する同委員会において、研究倫理審査の透明性、公正性を高める努力を行うとともに、研究倫理についての啓発を行っている。

<医学研究科>

人を対象とする医学系研究（臨床研究法及び倫理指針の対象となる研究）を実施する際には、大学で定められている教材以外に次の受講を義務付け、研究倫理意識の向上を図っている。

- ・臨床研究教育セミナー…学内で年間6回開催している研究倫理セミナー（年1回以上の受講が必須）
- ・ICRwebの受講…ICRwebに設置された施設専用講座内の倫理教育用講座（上記「臨床研究教育セミナー」受講と同等の研究資格を取得できる）

研究倫理教育の履修管理等については、不正防止計画推進部署である学術・研究推進本部（研究支援課）では、研究倫理教育の対象となる者から受講後に研究倫理教育責任者を介して提出された受講完了届を保管し、受講者リストを作成して受講状況を管理している。

また、大学が導入している e-learning 教材には、修了証発行までに確認テストがあり、ある一定の合格ラインを獲得することで修了証が発行され、このことにより理解度を把握している。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について、大学全体として実施している研究倫理教育については、以下の通りである。研究者等に対して5年に1回の受講を義務付けており、受講については、定期的に学術・研究推進本部から研究倫理教育責任者を通して促進している。

<趣旨・目的>

研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などについて定めた「大阪市立大学における研究活動に関する研究者及び構成員行動規範」を遵守し、公平で誠実な研究活動を行うために必要な知識や技術を研究者等に習得・習熟させることを目的として研究倫理教育を実施。

<主宰者>

最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（研究担当副学長）

<実施概要等>

受講対象者は、所属する研究院ごとに定められた内容・方法（大学ポータルサイトに掲載）により、原則として5年に1回、研究倫理教育を受講し、受講完了届を研究倫理教育責任者に提出するよう義務付けている。

<e-learning 教材>

- ・APRIN e-learning プログラム
- ・THE LAB～研究不正を避けるために～
- ・研究倫理教育「eL CoRE」

<テキスト>

- ・科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—
- ・研究不正を防ぐために

また、不定期に「研究倫理教育セミナー」を開催するとともに、科研費公募説明会において、毎年研究倫理教育に関する説明を行っている。研究倫理教育の外国語対応については、「APRIN e-learning プログラム」「THE LAB ～研究不正を避けるために」「eL CoRE」の英語版を導入している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生に対して実施している研究倫理教育については、各部局で以下の通り実施している。

<趣旨・目的>

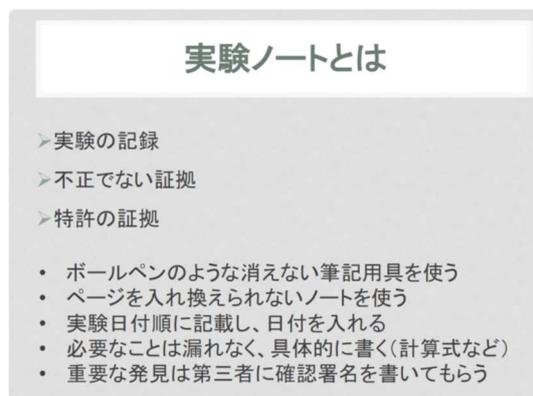
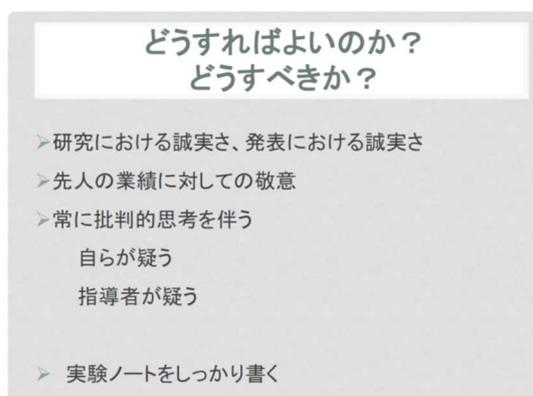
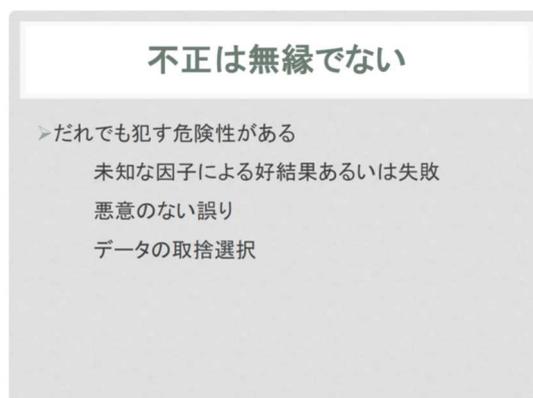
学生及び大学院生対象の研究倫理教育は義務化されていないが、大学においては、研究活動に携わる学生及び大学院生に対しては研究倫理教育を実施することが望ましいという観点から、昨年度より大学全体として学生及び大学院生に対する研究倫理教育の在り方について検討しているところである。一部の研究科においては学生及び大学院生が研究倫理を理解したうえで各分野の研究に取り組むことを目的として、すでに実施している。

<主宰者>

各所属長および各研究科所属教員

<実施概要>

- 工学研究科…学部共通科目として「技術者倫理(6学科のうち5学科で必修科目)」を開講し、学部生の段階から、技術者および科学者としての心構えを教育している。大学院については、一部の研究室では年度初めに研究室主催者による「研究者倫理」教育を実施し、研究不正に関する知識を習得させ、不正防止に努めている。



研究者倫理について 生体機能工学研究室 2019年度第1回セミナー

- ・看護学研究科…（学部）4年次生を対象に、倫理原則やインフォームド・コンセントおよび個人情報保護などに関する内容について「看護研究方法論（前期必修科目）」を開講している。
（大学院）前期博士課程大学院生を対象に、看護研究において生じる倫理的問題に対処するために必要な概念、倫理原則、方法論に関する内容について「看護倫理学（後期選択科目）」を開講している。※「研究倫理」（大学院共通科目）の受講についても推奨している。

授業コード	NND0100011	開講年度・学期	2019年度前期
科目授業名	看護学研究方法論		
英語科目授業名	Research Methodology in Nursing		
開講セメスター	7	科目ナンバー	NAIDN2401
単位数	1単位	授業形態	演習
担当教員氏名（代表含む）	平谷 優子、（在）河野 あゆみ、山口 曜子		
科目の主題	看護学及び看護における研究の定義と意義、目的を明確にし、研究課題を焦点化し、看護研究の基本的な考え方を学ぶ。看護における研究課題の探索と研究テーマの選定に至る過程を学ぶ。日本における看護研究とその歴史がわかり、文献検索と科学的推論を基に文献を採り締り建設的な批判ができる。さらに、研究計画の作成と研究活動のプロセス、看護研究における倫理的配慮の必要性について学習する。また、研究結果のまとめ方と論文の作成などの基本的知識を学習し、修得する。		
授業の到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 看護研究の基本的な意義を理解する。 2. 看護研究を進めるための文献検索の方法がわかる。 3. 研究方法を理解する。 4. 看護研究を進めるうえでの倫理的配慮について理解する。 		
授業内容・授業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. 看護研究とは（総論1：看護研究の意義、方法）：（平谷） 2. 看護研究とは（総論2：分析、論文の作成、研究成果の公表）：（平谷） 3. 研究における倫理的配慮：（平谷） 4. 質的研究方法における研究プロセス、データ収集と分析：（平谷） 5. 多様な質的なアプローチの研究手法（グループワーク）：（平谷） 6. 多様な質的なアプローチの研究手法（成果発表）：（平谷） 7. 質的研究方法における研究論文のクリティック：（平谷） 8. 量的研究方法における研究プロセス、データ収集と分析：（山口） 9. 介入研究方法における研究プロセス、データ収集と分析：（山口） 10. 量的研究方法による研究論文のクリティック：（山口） 11. 論文作成の実態と方法：（河野） 12. 文献の検索方法と読み方：（河野） 13. 量的研究の研究計画書の作成：リサーチ・クエスチョンの明確化：（河野） 14. 量的研究の研究計画書の作成：研究計画の作成：（河野） 		
事前・事後学習の内容	授業内容に関する予習・復習を行うこと。		
評価方法	出席およびレポートにて評価する（平谷：50点、山口：20点、河野30点）		
受講生へのコメント	自分の関心のある研究テーマを持って、講義に臨んでください。		
教材	黒田裕子著、黒田裕子の看護研究Step by Step、最新版、医学書院。		
オフィスアワー	随時、事前にアポイントを取ること		
メールアドレス	【メールアドレス（*@*マークを*★に変えています）】 平谷：hiretani.yuko★nurs.osaka-cu.ac.jp （在）河野：ayukono★nurs.osaka-cu.ac.jp 山口：yamaguchi.yoko★nurs.osaka-cu.ac.jp		

看護学研究方法論（シラバス）

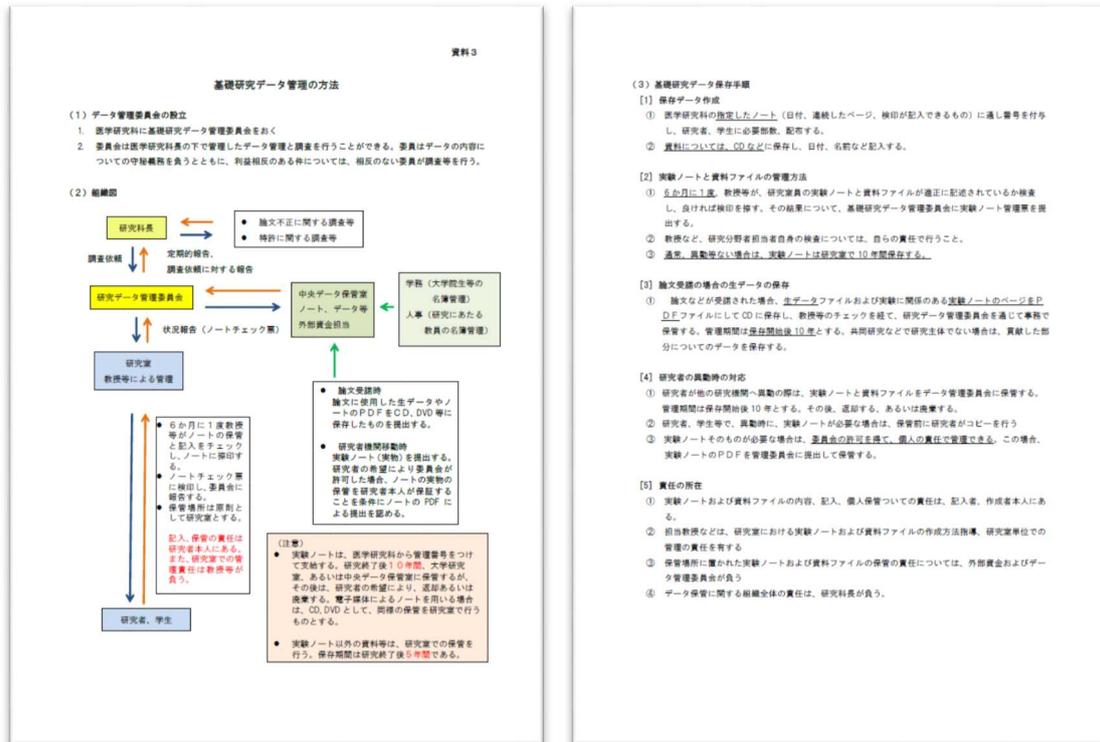
- ・経営学研究科…（学部）「プロゼミナール」（必修科目・1年次前期）授業内で各教員が文献からの引用方法を説明する際に指導している。専門ゼミナール、卒論指導（4年次）の際に各指導教員が指導している。（大学院）「方法論」（必修科目）授業内で、各担当教員が指導している。
- ・経済学研究科…（学部）卒業論文指導で指導教員が卒論原稿をコピーペルナーにかけることを卒業論文提出の条件としている。（卒業審査委員会を設置し、指導教員以外の教員による形式面のチェックを実施）（大学院）対人調査に取り組む際、研究倫理審査委員会を設けて、調査方法の適切さ等に関する事前審査を実施。
- ・都市経営研究科…「研究倫理」（大学院共通科目）、授業内で研究方法を説明する際、研究倫理に関する内容についても教授する「研究方法論」、「都市地域社会調査分析」の受講を、全コー

ス共通の基礎科目として推奨している。

- 文学研究科…後期博士課程大学院生全員に、＜e-learning 教材＞『APRIN e-learning プログラム』の受講を義務付けている。
- 理学研究科…前期博士課程 1.2 年生を対象として「研究倫理」（大学院共通科目）の受講を実施している。
- 医学研究科…大学院生を対象とし、演習科目を開講している。
- 生活科学研究科…学部生を対象とし「食品栄養科学概論（食品栄養科学科）」「研究計画演習（居住環境学科）」「社会調査法（人間福祉学科）」（※3 つとも必修科目）の中で適宜、研究倫理に触れる。大学院生に対して、総合福祉科学コースの選択科目として「福祉科学研究特論」を開講し、研究方法とともに研究倫理について取り扱う。なお、学部、大学院とも個別の論文指導の際などに研究倫理についての指導は行われる。
- 大学教育研究センター…学生および大学院生は在籍していないが、同センターにおいて大学院共通教育科目を開講し、専門分野の異なる大学院生同士が発表しあい、異分野の大学院生・教員と授業ディスカッションを行う場と教育を提供することを通して、それぞれの専門分野における研究倫理的側面や課題について考察・理解させ研究倫理意識の育成を図っている。

研究室・研究グループにおける研究倫理教育に関する取り組みについては、以下のような事例がある。

- 医学研究科…医学研究科長の下に、医学研究科における基礎研究データ等の保存及び開示に関する管理を行うことを目的として基礎研究データ管理委員会を独自に設置し、研究データや実験ノートに関する指導等を行っている。



基礎研究データの管理方法

実験ノート管理票
実験ノート管理票 様式1 (所属)

氏名・身分	実験ノート 番号	検査日時	ノート型 在庫確認	実験ノ ート記 録確認	備考(事故、その他の資 料などについて特記すべ き事項があれば記入)

実験ノート管理票

- ・理学研究科…研究室での研究報告(セミナー)を毎週実施している。研究成果報告ノートの書き方も含め、記載内容について確認を行い、問題点を指摘する。また、必要に応じて研究室の全メンバーにも注意喚起を行うことで研究活動に関わる学生等の研究不正行為に対する意識の向上を図っている。
- ・工学研究科…学科ごとに「研究資料の保管に関するガイドライン」を策定し、実施している。一部の研究室では年度初めに研究室主催者による「研究者倫理」教育を実施し、研究不正に関する知識を習得させている。
- ・複合先端研究機構…①学内での研修以外に、研究者それぞれに対し「秘密保持契約書」にサインしてもらい、データの秘密保持と内容点検を定期的を実施している。なお、秘密保持契約の内容については、研究室セミナー等で再確認の周知を行っている(年2回程)。②研究テーマごとのミーティングで、実験ノートの閲覧を適宜行っている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

一定期間の研究データの保存については、基準となる全学規定を整備のうえ、個々の研究領域ごとの保存年限・保存方法を設定できる方針としており、大阪市立大学研究データ等の保存に関する規程に基づき、各部局で以下の通り取り扱っている。

<研究データの範囲>

- ・「資料」…研究成果として発表する論文等に用いられる文書、数値データ、画像等の書類、情報、データ

- ・「物的試料等」…研究成果として発表する論文等に用いられる実験試料、標本、装置等

＜研究データの種類の保存期間＞

- ・「資料」…当該論文等の発表後 10 年間
- ・「物的試料等」…当該論文の発表後 5 年間

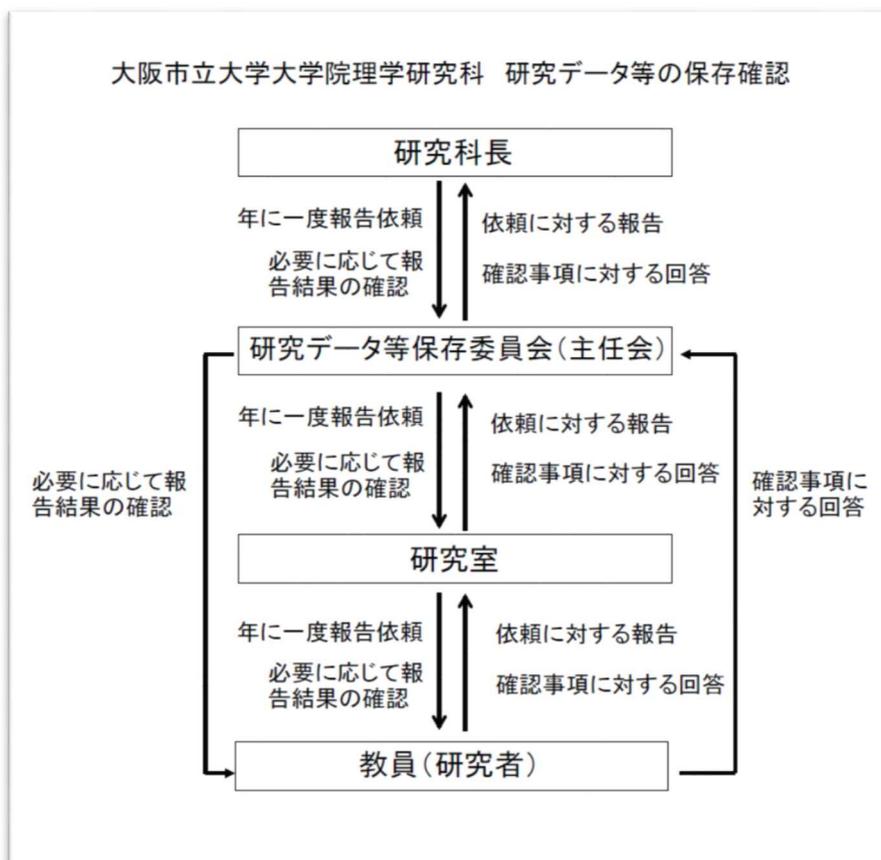
※上記に関わらず、法令または規程等において別に定めがある場合又は合理的な事情がある場合についてはこの限りではない。

＜保存方法＞

- ・研究者は、合理的な事情がある場合を除き、規定及び法令又は他の規程等の規定に基づき、研究データ等を適切に保存・管理する。

電子データ、紙媒体資料等の取扱については、各専門分野の特性に応じて研究室単位で管理している。電子データはハードディスク等の記録媒体により保管している。紙媒体資料はファイリングにより保管している。物的試料等はそれぞれ性格に応じた適切な方法で整理し保存している。

例えば、理学研究院では研究データ等保存に関するガイドラインを定め、研究データ等の保存確認を行っており、研究者・研究室から研究データ等保存委員会が報告を受け、同委員会から研究科長に報告する仕組みとしている。



大阪市立大学大学院理学研究科 研究データ等の保存確認

大阪市立大学大学院理学研究科 研究データ等保存確認報告

保存責任者	学科・研究室・職・氏名	保存確認者 (可能な場合)	学科・研究室・職・氏名
論文通番:			
論文タイトル:			
著者:	(保存責任者に下線。人数が多い場合は第一著者、保存責任者、責任著者以外の省略可)		
雑誌(書)名・号・ページ・年月日:	年月日 yyyy/mm/dd		
			保存確認(該当にチェック)
保存すべきデータ (該当にチェック)	研究データ名称	保存 数量	保存方法・場所等
	実験ノート		
	数値データ		
	画像データ		
	実験試料		
	標本		
	機器・装置		
	その他 具体名称:		
保存終了日 (yyyy/mm/dd)	(論文の雑誌掲載から5年間を保存期間とする)		
備考: データ保存が困難な状況の場合はデータの内容と保存困難な理由を記入して下さい。			

大阪市立大学大学院理学研究科 研究データ等保存確認報告

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、各専門分野の特性に応じて、研究室や研究者の判断で実施している。研究主宰者が転出する場合は、新たな研究室主宰者及び後継者がデータの保存を引き継ぐこととしている。

一定期間の研究データの保存等に関する費用負担については、研究室単位及び研究者個人が負担している。人権問題研究センター及び大学教育研究センターは各センターが費用負担している。医学研究科については、基礎研究データを記録するための実験ノートを研究科で費用負担して配布している。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

大学では、最高管理責任者（学長）および統括管理責任者（研究担当副学長）のリーダーシップに基づいた責任体制のもと、さらに研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者を各研究院に配することで研究公正を推進する体制を組んでいる。

<部局等における取組>

- ・ 経済学研究科…学生の修士論文指導に関する研究公正の取組
 - ・ 法学研究科…研究データの保存・管理に関する制度改正に伴う責任体制の明確化
 - ・ 工学研究科…研究室独自の倫理教育実施による研究不正に関する意識向上の取組
 - ・ 医学研究科…医学系研究の倫理審査を行う委員会として次の委員会を所管
 - ・ 医学系研究等倫理審査委員会
 - ・ 認定臨床研究審査委員会
 - ・ 特定認定再生医療等委員会
- ※関連委員会として阿倍野キャンパス内に阿倍野地区利益相反マネジメント委員会も設置
- ・ 看護学研究科…博士論文に関する研究公正の取組
 - ・ 生活科学研究科…学位論文に関する研究公正の取組および研究室の閉鎖的な研究環境に起因する研究不正の防止

調査結果 愛媛大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育の体制については、平成 27 年 6 月に「国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」（以下「規程」という。）を制定し、規程第 6 条に則り、部局等ごとに研究倫理教育責任者を配置し、部局等ごとに学問分野の特性を踏まえた研究倫理教育を定期的に行う体制を整備している。

また、部局等が行う研究倫理教育を補完するための全学的な取組として、日本学術振興会の「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」をベースとした研究倫理教育教材を e-learning 教材として、教育担当副学長の指示のもと、愛媛大学を中心に四国国立 5 大学(知プラ e:大学連携 e-Learning 教育支援センター四国)で協同作成し、大学の e-Learning の授業を支援する学習マネジメント・システムである「Moodle3」を通じて学内の教職員、学生が研究倫理教育を受講出来る体制を整備している。併せて、研究者等に求められる倫理規範の理解度テストを実施している。

さらに、研究倫理教育の浸透及び受講率アップを目的として、平成 30 年度から大学で実施するコンプライアンス教育「研究費等の適正使用に関するコンプライアンス教育」を Moodle 上でパッケージ教材化し、平成 31 年度からは、その他のコンプライアンス教育である「情報セキュリティ教育」や「法人文書管理研修」も加えてパッケージ教材化をしている。このことにより、各教育の履修状況並びに理解度テストの受験状況を一元管理することが出来るようになった。また、Moodle にログインすると、自分の受講すべき科目が一目で分かるように、一覧で表示されるようにしている。これらのことは、研究者の負担軽減・利便性の向上及び事務の効率化に繋がっている。

なお、令和 2 年度より、様々な研究分野に対応した教材を提供するため、一般財団法人公正研究推進協会が作成する研究倫理教育教材「eAPRIN」を導入し、研究者等へ受講を実施する予定である。



「Moodle3」による研究倫理教育

実施計画については、第3期中期目標・中期計画を踏まえて平成27年度に作成し、毎年度、年度計画を策定した上で全学的に取り組んでいる。

【令和元年度】総括責任者である学術担当理事は、研究倫理教育及び理解度テスト等の研究倫理向上に資する取組を継続して実施するとともに、研究倫理教育の浸透及び受講率アップを目的として、本学で実施するその他のコンプライアンス教育（研究費等の適正使用に関するコンプライアンス教育、情報セキュリティ教育、法人文書管理研修）と Moodle 上でパッケージ教材化をすることにより、各教育の履修状況並びに理解度テストの受験状況を一元管理する。また、不正行為防止対策委員会は研究倫理教育教材及び理解度テストの見直しを行う。

部局等では、全学で定めた年度計画に基づき研究倫理教育を実施している。

①法文学部

法文学部では、愛媛大学法文学部研究倫理委員会規程を整備した上で、研究コーディネーターや心理学の専門家である教授等によるメンバーで構成された法文学部研究倫理委員会を設

置し、研究倫理に関する審査の実施や研究倫理教育を醸成していく体制を整備している。また、全学の計画に基づき実施している研究倫理教育をはじめとするコンプライアンス教育について、構成員に毎年度受講するよう、教授会で周知する体制を整備している。

②教育学部

教育学部では、愛媛大学教育学部研究倫理委員会規程を整備した上で、研究コーディネーター等によるメンバーで構成された教育学部研究倫理委員会を設置し、研究倫理に関する審査の実施や研究倫理教育を醸成していく体制を整備している。また、全学の計画に基づき実施している研究倫理教育をはじめとするコンプライアンス教育について、構成員に毎年度受講するよう、教授会で周知する体制を整備している。

③社会共創学部

社会共創学部では、愛媛大学社会共創学部研究倫理委員会規程を整備した上で、研究コーディネーター等によるメンバーで構成された社会共創学部研究倫理委員会を設置し、研究倫理に関する審査の実施や研究倫理教育を醸成していく体制を整備している。

④医学系研究科

医学系研究科では、愛媛大学大学院医学系研究科等ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理委員会規程を整備した上で、医療・医学の専門家、自然科学の有識者、倫理学・法律学の専門家及び人文・社会科学の有識者等によるメンバーで構成された医学系研究科等ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理委員会を設置し、研究倫理に関する審査の実施や研究倫理教育を醸成していく体制を整備している。また、研究倫理教育を啓発するための取組として、外部講師や学内講師による講演を行うとともに、全学の計画に基づき実施している研究倫理教育をはじめとするコンプライアンス教育について、構成員に毎年度受講するよう、教授会で周知する体制を整備している。

⑤理工学研究科

理工学研究科における学科やコースでは、年度当初に研究室配属の学生や院生へ向けて指導教員から倫理教育を安全衛生教育と併せて実施する体制を整備している。また、全学の計画に基づき実施している研究倫理教育をはじめとするコンプライアンス教育について、構成員に毎年度教育を受講するよう、教授会で周知・啓発する体制を整備している。

⑥教育・学生支援機構

教育・学生支援機構では、所属教職員が直接又はその責任及び指導により行う研究が、研究の倫理に沿って推進されるようを図ることを目的として、愛媛大学教育・学生支援機構研究倫理委員会規程を整備した上で、教育・学生支援機構に研究倫理委員会を設置し、研究倫理に関する審査の実施や研究倫理教育を醸成していく体制を整備している。

大学における研究倫理教育の履修管理については、平成 30 年度から Moodle 上で研究倫理教育受講状況並びに理解度テストの受験状況を一元管理している。実施目処を 6 月末とし、それ以降は、月に一度各部局の総務担当チーム宛に受講状況を送付し、未受講者に対して受講を促すとともに、部局長等で構成される部局長協議会や各部局の統括研究コーディネーター等で構成される研究活動における不正行為防止対策委員会において、各部局の受講状況を周知し、対象者の全員受講に向けて取り組んでいる。また、研究倫理は研究者が研究活動に従事する上で、当然、身に付けておかなければならない倫理の規範であるため、理解度テストは全問正解を必須としている。その上で、不正解者が多い問題、正解者が多い問題を吟味し、今後の理解度テスト作成に活用することとしている。

また、研究倫理教育の履修確認については、教員自らの研究倫理教育の履修に加えて、教員が指導する学生等や雇用する研究支援人材等に研究倫理教育を実施したことを確認し、理事に研究倫理教育履修確認書を提出することとしている。

2019-教職員必須受講コース

Home ▶ 教職員向けコース ▶ 2019年度 ▶ 2019-Required ▶ ④ 研究倫理教育の確認に関するアンケート ▶ [研究倫理教育履修内容の確認について](#) ▶ フィードバックを完了する

ナビゲーション

Home

- ダッシュボード
- サイトページ
- 現在のコース

2019-Required

- 参加者
- バッジ
- 一般
- 教職員必須受講コース全体の注意事項
- 個人情報保護に関する研修 (Training on personal information prot.)
- 平成31年度コンプライアンス教育実施方針
- 研究費等の適正使用に関するコンプライアンス教育
- 研究費等の適正使用に関するコンプライアンス教育
- 研究倫理教育
- ④ 研究倫理教育の確認に関するアンケート
- ④ 研究倫理教育履修内容の確認について**
- ④ 研究倫理教育に関する理解度テスト
- 情報セキュリティ教育
- 情報セキュリティ教育：第1巻
- 情報セキュリティ教育：第2巻
- 法人文書管理研修
- 法人文書管理研修：1. 公文書管理eラーニング
- 法人文書管理研修：2. 愛

研究倫理教育履修内容の確認について

モード: ユーザー名を記録して回答と共に表示する

1. 研究倫理教育の履修について (Research Integrity Education Course)

研究者倫理に関する教育内容の履修方法を選択してください。 (Please choose all the courses you completed.) *

- 所属する学部等の定期的に行われる研究倫理教育 (Research Integrity Education Course provided regularly by your faculty or institution.)
- 研究倫理eラーニングコース (Research Integrity e-learning course) 【日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science)】
- 愛媛大学研究倫理教育教材 (Research Integrity e-learning courses) 【愛媛大学 (Ehime University)】
- 科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心構—の通読 (Read the manual: "For the Sound Development of Science -The Attitude of a Conscientious Scientist-")
- その他 (Others)

前問で「その他」を選択した場合、履修した研究倫理教育教材を記載してください。 (When you choose "Others" by a previous question, please list the Research Integrity documents which you completed.)

研究倫理教育の履修日を記載してください。 Please list a completed date(Y/M/D). 【複数ある場合は、直近の日付を記載してください。 (When there is multiple it, please list the most recent date.)】 *

2. 指導する学生等や研究支援人材等に対する研究倫理教育の実施について (Conducting Research Integrity Education for students and researchers.)

指導する学生等や雇用する研究支援人材のうち、研究活動に従事する者又は本学の設備等を利用して研究に携わる者に対し、研究活動に携わる前に実施した研究倫理教育を選択してください。 (Please choose a course you conducted Research Ethics Education for students and researchers who are using Ehime University facilities before they begin their research.) *

- 所属学部等で実施する研究倫理教育プログラム (Research Integrity Education Course provided regularly by your faculty or institution.)
- 研究倫理eラーニングコース (Research Integrity e-learning course) 【日本学術振興会 (Japan Society for the Promotion of Science)】
- 愛媛大学研究倫理教育教材 (Research Integrity e-learning courses) 【愛媛大学 (Ehime University)】
- 科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心構—の通読 (Read the manual: "For the Sound Development of Science -The Attitude of a Conscientious Scientist-")
- その他 (Others)
- 研究に携わる学生・研究支援者等に該当する者はいない (I have no students or researchers who are engaged in research.)

前問で「その他」を選択した場合、実施した研究倫理教育を記載してください。 (When you choose "Others" by a previous question, please list the Research Integrity documents which you conducted.)

* マークが付けられたフィールドは必須入力フィールドです。

2019—教職員必須受講コース 研究倫理教育履修内容の確認について

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して、大学として実施している研究倫理教育については、①研究倫理教育（及び理解度テスト）、②新任教職員研修、③学術フォーラム、④テニユア育成教員を対象とする RD プログラム がある。

1. 研究倫理教育（及び理解度テスト）

【趣旨・目的】

研究活動における不正行為を事前に防止するとともに、研究者等の研究倫理の向上を図ることを目的として、研究遂行上、研究者が身に付けておくべき内容について確認を行う。

【主催者】

総括責任者（学術担当理事）

【実施概要等】

- ①研究者（教員）に対する研究倫理教育の実施
 - ・研究倫理 e ラーニングコース（日本学術振興会）の履修
 - ・愛媛大学研究倫理教育教材（e-learning）の履修
 - ・科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－の通読
 - ・その他（例：APRIN e ラーニングプログラム）
- ②指導する学生等（研究に携わる大学院生、学部学生）や雇用する研究支援人材等に対する研究倫理教育の実施
 - ・研究倫理 e ラーニングコース（日本学術振興会）の履修
 - ・愛媛大学研究倫理教育教材（e-learning）の履修
 - ・科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－の通読
 - ・その他（例：APRIN e ラーニングプログラム）
- ③理解度テストを受験：全問正解を合格とし、合格するまで繰り返し受験

2. 新任教職員研修

【趣旨・目的】

新任の教職員を対象として、愛媛大学の理念・目標を理解し、教育・研究、地域連携、国際連携の特徴的な取り組みを学ぶ。

【主催者】

人事課

【実施概要等】

本研修の所定の課程を修了した者には修了証書を交付し、人事記録に登載する。

【工夫していること】

タイムリーな具体的事例を取り上げて、受講者に身近な事項として関心を抱いてもらうようにしている。また、受講対象者には事務職員もいるため、専門的な用語を避け、分かりやすく説明している。

3. 学術フォーラム

【趣旨・目的】

卓越した研究者の講演を視聴することを通して、研究力を向上させる。外部資金獲得方法や研究に関わる関係法令等を理解することで、効果的・効率的・倫理的な研究活動を進めることができるようになる。

【主催者】

学術企画室

【実施概要等】

国際的に著名な研究者の講演や、外部資金に関わる政策や、研究活動を進めるうえで遵守す

べき法令等に関する講義を聴講する。

- ・科学への愛と誇り：誠実な研究活動を進めるには？（H28年度）
- ・研究業務における安全衛生関係法令および労務管理の知識と実務（H28年度）
- ・英語論文構成の組み立て方と論文コーパス活用法（H29年度）
- ・今、改めて科学技術コミュニケーションを問う（H30年度）

【工夫していること】

平成26年度から、当日フォーラムに参加出来なかった者でも e-learning による受講ができるようにしている。

4. テニユア育成教員を対象とする RD プログラム

【趣旨・目的】

教育、研究、管理にバランスの取れた総合力の高い大学教員を育成し、もって教員の流動性を高め、教員の質、ひいては教育の質の保証に資する。

【主催者】

テニユア教員育成制度実施本部

【実施概要等】

新規採用の若手教員等を、テニユア教員育成期間中に体系的なプログラムのもとで、大学教員として必要とされる業務（教育、研究、マネジメント）全般に関わる能力開発と財政的支援を全学的に行い、教育者・研究者としての自立を促進する。また、テニユア教員育成期間中の各教員の総合的な業績を厳正に評価して、教員の質ひいては教育の質を担保する。

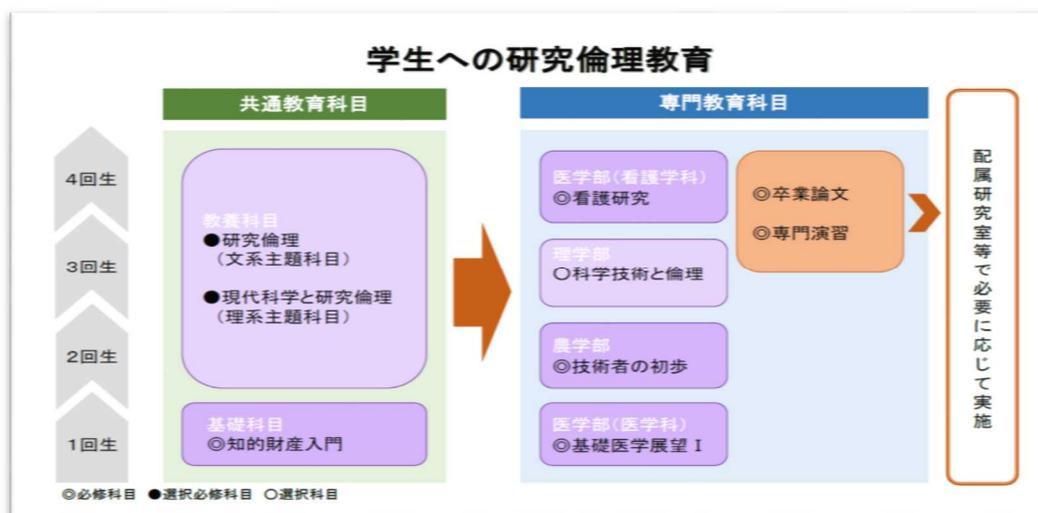
（プログラム内容：科学コミュニケーション論、研究者倫理、知的財産、著作権等）

【工夫していること】

受講機会の充実・保証を確保するため、e-learning による RD プログラムの開講を拡充している。

（3）学生に対する研究倫理教育

学生に対して、大学として実施している研究倫理教育については、各部局の共通教育科目や専門教育科目、配属研究室等で以下のとおり実施している。



学生への研究倫理教育

1. 学部学生を対象とした研究倫理教育（一例）「現代科学と研究倫理」

【趣旨・目的】

研究に関わる倫理的諸問題の全体像を把握し、具体的なトピックに即して、研究に従事する者として踏まえておくべき倫理原則と規範を習得する。

【主催者】

教育・学生支援機構

【実施概要等】

卒業論文作成や将来研究者・科学者になる人だけでなく、科学技術を利用して生活する者が持っていなければならない倫理観とは何かについて考え学ぶ。

【工夫していること】

本教育は、選択必修ではあるが、新入生履修登録ガイダンスにおいて、研究倫理教育に関する科目を積極的に受講するようアナウンスしている。

2. 大学院生を対象とした研究倫理教育（一例）技術者・研究者倫理

【趣旨・目的】

労働安全衛生マネジメント、技術者および研究者の倫理観、環境マネジメント等について理解し、技術者および研究者としての社会常識を身につけることができるようになる。大学での実験・実習・日常生活のなかで起こる様々な危険について理解し、危険予知や事故に遭遇しても的確な判断で災害から回避する判断ができるようになる。

【主催者】

各研究科

【実施概要等】

第1回はガイダンスとして、「環境・安全・衛生」について総括的に講義する。また、この講義全体を通じ、修了後の進路等を勘案して社会常識の形成を目的に、環境・安全・衛生の事項について基礎的な知識を教授し、必要に応じて演習を行う。

【工夫していること】

各分野の特性を踏まえた研究倫理教育を実施している。また、修士論文の配属研究室で倫理教育を実施している研究科もある。

このほか、理工学研究科の「機械工学講究Ⅰ」では、修士論文に関連する研究発表について、打ち合わせ、討論、関連論文の紹介等を通じて、研究課題について理解を深め、研究の問題点の分析力、問題解決能力、計画能力、発表能力、研究倫理を身につける授業を行っている。先端科学特別コースの「アカデミック・キャリア・ディベロップメントⅠ（研究者倫理）」では、教授能力や研究室マネジメント能力を涵養するための科目として、受講者が各自の特質に応じて、プログラムから研究者倫理を含む組み合わせを選択し受講している。

研究室・研究グループの研究内容を踏まえて、ラボミーティング、ラボノート、ラボ内のデータ共有、論文の相互チェックシステムなど研究室・研究グループ毎において行われている研究倫理教育として、以下のような事例がある。

①法文学部

法文学部の研究室等においては、「人」を扱うという共通認識があるので、基本的なプライバシー遵守の姿勢は保っている。

②理工学研究科

理工学研究科の研究室等においては、定期的にラボミーティングを行い、現状の報告と確認をするとともに、ラボノートは研究室専用ノートを作成し、共通化している。データや解析ソフトはファイルサーバーに保存し、関係者は自由に閲覧・使用することができるようにしている。また、研究室内では、結果だけでなく、手順やミスも含めて報告するように指導しており、論文は、共同研究者に回覧し、意見を聴取し、それを反映させてから投稿している。なお、学生には、特に、データの改ざんやねつ造に関しては重点的に指導しており、実験ノートを配布し卒業時に返却してもらっている。

③医学系研究科

医学系研究科の研究室においては、学生には、ラボノートを配付し、研究内容を毎回記録するよう指示するとともに、基本的には個人管理としているが、研究室を離れる際には、原本を研究室に保存し、そのコピーを持ち出すこととしている。なお、発表ファイルおよび議論の内容は研究グループ内で共有するクラウドデータストレージサービス (OneDrive) にて共有し、相互閲覧可能な状況にしている。

④プロテオサイエンスセンター

プロテオサイエンスセンターの研究室においては、定期的にラボミーティングを開催し、論文内容について相互チェックを行い、さらには各個人の研究内容についてチェックを行うことによって、研究室内における「誠実」なデータ共有を意識付け、negative data の提示に抵抗感を持たせないなど健全な研究データの作出に努めている。

例えば、出版された論文の画像・グラフ等については、元になるファイルを日付で整理し、実験ノートの日付から、電子ファイル、生データを追跡可能とするデータ管理等を指導している。

⑤沿岸環境科学研究センター

沿岸環境科学研究センターの研究室等においては、学生が研究室に配属される年度初めに、ラボの安心・安全や研究倫理教育等に係る講習会を実施し、レポートの作成を義務化して理学部に提出している。

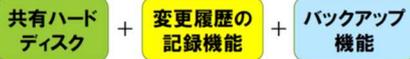
⑥総合情報メディアセンター

総合情報メディアセンターの研究室等においては、研究室内でのみアクセス可能なバージョン管理システムを運用しており、研究論文、研究データ、研究プログラム、発表資料等の研究活動での成果物を当該システムに保存するようにしている。バージョン管理システムを使うことで、誰が・いつ・どのファイルのどの部分を作成、変更、削除したのかがすべて自動的に記録される仕組みになっている。

さらに、卒業論文・修士論文の執筆にあたっては、毎週決まった時間に相互レビューを行う体制にしている。その際にもバージョン管理システムを活用し、各自が他の学生の論文原稿やデータを直接取得できるようになっている。同様の相互レビューの仕組みは学内での卒業論文・修士論文の作成だけでなく、対外発表（論文投稿）の前にも同じことを行うよう指導している。

バージョン管理システムとは

- 利用者から見た直感的なイメージとしては、以下の**三つの機能を備えた記録システム**

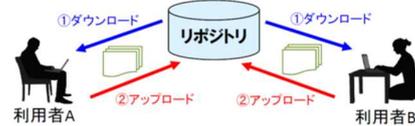


バージョン管理システムにおける
ファイル(データ)貯蔵庫を**リポジトリ**という

※正確には、「共有ハードディスク」という側面は、バージョン管理システムによって形態が異なります

①共有ハードディスクとしての機能

- 利用者は、自分のPCにリポジトリの作業用コピーをダウンロードして編集を行う
- 作業後、中央のリポジトリへアップロードして作業内容を反映させる



①共有ハードディスクとしての機能の利点

- 他人が作業中にファイルの**編集をロックされることはない**
- (他人がせつかく編集した内容に気付かず) **誤って上書きすることはない**

例えば、**学生が論文の執筆を進めている途中**であっても、**並行して教員が論文の手直し**を行える

②変更履歴の記録機能

- ファイルのアップロード(正確にはコミットという)実行時には、以下の情報がその**履歴として記録**される
 - **実行者(その人物のアカウント名)**
 - **変更日時**
 - **変更箇所**
 - **変更コメント(任意)**



②変更履歴の記録機能の利点

- **誰が、いつ、どのファイルのどの部分をどのように修正したのかがすべて自動的に記録**される
- バージョン管理対象のファイルであれば、**履歴を残さずに改ざんすることはできない**

不正(改ざん)防止になるだけでなく、**どこをどう変えたのかがすぐに分かるので学生の指導**にも役立つ

③バックアップ機能の利点

- 研究室での成果物(研究資料)をバージョン管理システムに登録することによって、**過去のあらゆるバージョンについてバックアップが残る**ことになる

誤ってファイルを削除してしまったというヒューマンエラーやPCやハードディスクの故障といった不測の事態に対処できる

バージョン管理システムについて

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲等の取扱いについては、研究データの範囲を実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等とし、種類別の保存期間を資料(文書、数値データ、画像など)については、10年間、試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、5年間、保存することを原則としている。

保存方法については、研究データの保管は研究者個人の責によるところが大きいことや、研究分野の特性等に考慮し、規程では定めていない。総括責任者から部局責任者に対し、部局構成員に注意喚起を行い、意識づけ及び研究不正が発生しない環境作りの醸成を図るよう、要請している。(「研究・実験データ等の保存について(依頼)」(平成30年9月26日付け))

【分野による取組例】

①法文学部

法文学部では、分野ごとに異なるため、共通の取り組みはできないが、プライバシー遵守など、社会上の倫理に抵触するようなことはしないよう、FD研修などのたびに相互に確認しているところである。

②農学研究科

農学研究科では、研究に関連する文書や数値データに加え、植物や電気泳動ゲルの写真などの画像電子データを多数保有している。そのすべてを研究室共有のオンラインストレージに保存し、2台のハードディスクを随時同期させることによってデータの消去を防ぐとともに、学生にはいかなるデータも破棄しないように指導している。また、意図しないデータの消去の対策として、毎日オンラインストレージから独立したハードディスクに増分をバックアップするよう設定している。

③理工学研究科

理工学研究科では、学生が得たデータに関しては、実験ノートおよびHDに保存されたデータを卒業或いは修了時に提出を義務づけている。退職教員に関しては、部局に置いていくルールは存在しない。

④研究所

沿岸環境科学研究センターでは、得られた研究データを卒論・修論・博士論文としてまとめ、製本化して半世紀分(1970～)を一括管理している。

総合情報メディアセンターでは、ソフトウェア工学分野、特にデータ解析を中心とした研究においては、オープンソースソフトウェアを対象とした研究を行うことが多い。そのため、多くの場合、研究データのほぼすべてを公開可能である。それゆえ、研究の再現性を確保したり、将来的な比較研究の材料として提供したりするため、研究データを開発した研究プログラムとともに研究室のWebサイトで可能な限り公開するようにしている。公開データは、他者の利用を考慮したかたちで整理されている。ディスク容量の都合もあり、古いものは順次DVD等のバックアップメディアへ移し替えるようにしており、最低でも10年間は保存できるようにしている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、個人研究の場合は原則として、転出又は退職する研究者の責任において判断している、共同研究の場合は、研究室に保存することを基本とし、コピーを持ち出すことを許可しているケースが多い。

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

テニユア教員育成制度を円滑に推進し、テニユア育成教員の組織的な育成体制の構築に資することを目的として、全テニユア育成教員にはメンターを配置している。メンターは、経験豊かな先輩研究者として、若手研究者の良き助言者、相談者となり、次の業務を行っている。

- ① テニユア育成教員の能力開発（PD）プログラム受講に係る指導・助言、相談
- ② テニユア育成教員のテニユア資格審査に係る指導・助言、相談
- ③ テニユア育成教員の教育研究環境の改善に関すること
- ④ その他テニユア教員育成制度全般に係る相談

平成 30 年度、大学所属研究者のハゲタカジャーナルへの投稿の実態を把握することを目的とした調査を実施。その調査結果に基づき、投稿した者に対して、投稿した経緯等に関するアンケートや学術担当理事による面談を実施。さらにアンケート結果を分析し、全教職員へ注意喚起を行った。なお、テニユア育成教員が受講する RD プログラムの「研究倫理」の科目の中にハゲタカジャーナルの設問を来年度から創設する予定である。

調査結果 福岡大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育等の体制については、学長、副学長、事務局長、学部長、研究推進部長、病院長、法科大学院長等からなる、研究倫理・コンプライアンス教育推進会議を2018年9月に立ち上げ、学長を最高管理責任者、研究担当副学長を統括管理責任者、学部長・研究科長・病院長・事務局長等を推進責任者、学科主任・学務委員等を推進副責任者とした責任体系図に基づいて、大学主催の研究倫理教育及びコンプライアンス教育を年2回実施することを計画し、実施状況を推進責任者から、統括管理責任者、最高管理責任者へ報告し、PDCAサイクルを回している。

【管理体制】

◆最高管理責任者（学長）

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及び推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

◆統括管理責任者（研究・情報・学生担当副学長）

統括管理責任者は、機関全体の具体的な不正防止対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

◆推進責任者（学部長・研究科長・病院長・研究推進部長・事務局長等）

推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局内の研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局において、構成員が適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

◆推進副責任者（学科主任・学務委員等）

推進副責任者は、学科及び研究科等における研究費の執行に対して、日常的に実効的な管理監督を行うように努める。

【推進体制】

◆不正防止計画部署（研究推進部）

不正防止計画部署は研究費の運営及び管理に関する不正を防止するために、

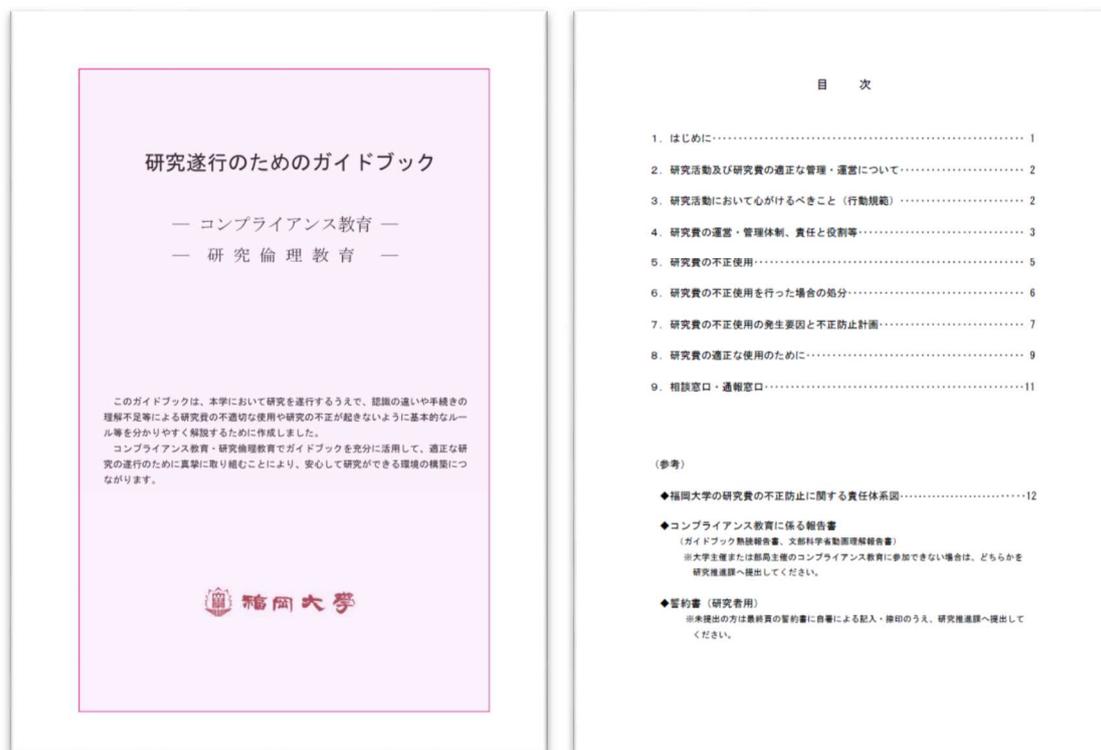
- (1) 研究費の運営及び管理に係る実態を把握し、検証する。
- (2) 関係部局と協力し、不正発生要因に対する改善策を講ずる。
- (3) その他不正防止計画を推進する。

【監査体制】

◆研究費監査部門（研究推進課）

研究費監査部門は研究費の適正な運営及び管理または不正使用防止のために、統括管理責任者のもとに財務課の協力により研究費監査を行う。

また、認識の違いや手続きの理解不足により不正が起きないように、大学において研究を遂行する上で必要な基本的なルール等を解説した「研究遂行のためのガイドブック -コンプライアンス教育- -研究倫理教育-」を作成し、講習会等で活用するとともに、大学のウェブサイトに掲載している。



研究遂行のためのガイドブック -コンプライアンス教育- -研究倫理教育-

研究倫理教育の履修管理については、大学主催、部局主催、個人履修に分けて管理し、履修報告書を提出することによって、受講完了としている。年二回、人事課から在籍者一覧を受け取り、履修対象者を確定しリストを作成し履修管理を行っている。未履修者に対しては、履修督促を個人宛に通知するとともに、研究推進部委員会において、部局ごとの未履修者数を報告し、各所属長を通じて履修の督促を行っている。(平成 30 年度受講率 100%)

また、これまで、別々に実施していた研究倫理教育とコンプライアンス教育を同時開催とすることにより、受講者の負担を軽減し受講率の向上を図っている。

理解度の確認については、質問項目を設け把握している。また、研究倫理教育の充実・改善を図るため、令和元年度から外部委託の理解度テストを導入し、その分析結果の報告を受けており、今後、研究倫理・コンプライアンス教育推進会議において結果を検証し、研究倫理教育の充実・改善を図ることとしている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

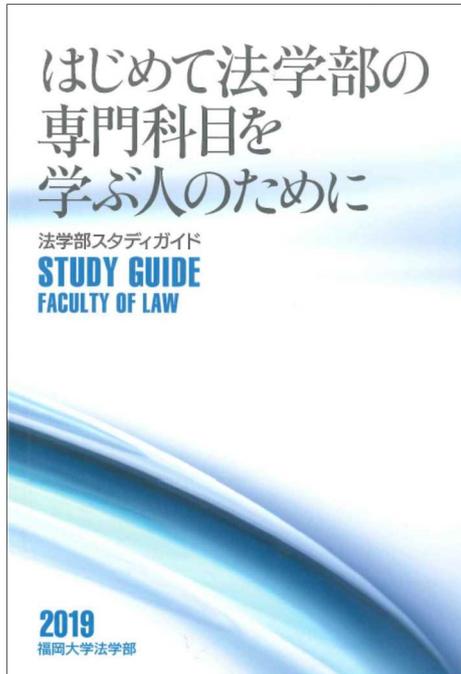
研究者等に対する研究倫理教育については、研究倫理責任者である学部長・研究科長等が部局等において実施計画等により実施している。

- ・人文学部では、研究推進部と連携して実施計画を策定する予定であり、研究推進部委員を座長にした、8学科の教員からなる研究推進連絡会議において、各学科の意見を聴取して学部独自の倫理教育・コンプライアンス教育の実実施計画策定を検討することとしている。
- ・法学部、商学部では、教員に対して、研究推進部と連携して実施計画を策定し、教授会からの意見を組み入れて実施している。
- ・経済学部では、年1回、学部長が主催する研究倫理教育・研究会を実施している。学部教員からの要望がある場合、教員の研究に係わるデータの収集、管理などに問題はないか、委員会を作って審議している。委員会は学部長、研究推進部委員、前研究推進部委員の3人で構成している。
- ・薬学部では、研究倫理教育およびコンプライアンス教育について、研究推進部委員が中心となって大学主催の講演会への参加を教授会、教員への一斉メールで通達して参加を呼びかけている。例年11月に文科省HPからダウンロードした説明と独自に作製したパワーポイント資料を用いて講演を行っており、履修率は100%である。今年度は6月に開催した研究倫理教育講座の録画も活用する予定である。
- ・医学部では、教育担当部局である医学教育推進講座や、臨床研究支援センター、生命医療倫理部門と協力し、実施している。
- ・理学部では、教員に対しては、研究推進部と連携して実施計画を策定し、教授会からの意見を組み入れて実施している。2018年度は、大学主催の研究倫理・コンプライアンス教育に参加できなかった教員対象に、学部主催で講習会方式の研究倫理・コンプライアンス教育を、2018年11月6日に実施した。講習会方式の教育を2回行うことで、全教員の履修を徹底している。学部長、あるいは研究推進部委員を講師として2019年度も同様な講習会を行う予定である。
- ・スポーツ科学部は、教員に対して、研究推進部と連携して実施計画を策定し、主に研究推進部が大学主催で行う学内全体の講習会に参加できない者に対して部局内でコンプライアンス講習会（研究推進委員による）を実施している。
- ・法科大学院では、「研究倫理・コンプライアンス教育推進会議」および研究推進部と連携して、当該年度の実実施計画を策定し、本法科大学院の運営委員会および教授会の意見をもとに実施している。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生に対して実施している研究倫理教育については、各部局で行っており、部局の取組は以下の通り。

- ・法学部では、研究倫理の理解を深めるため、講義、ゼミなどでレポート作成を指示する際に、情報収集、引用方法などにつき、ゼミ、講義で指導している。
- 1年次生の登録必修科目として配置されている法学部入門ゼミでは、法学部スタディガイドを使用し、報告レジュメの作成あるいはレポートの作成などを指導する際に、文献の引用につき基本的な説明を行っている。



を有していれば、2年次、3年次、4年次と学年が上がるごとに、学生はゼミの目的の実現に近づくことになる。

さて、ゼミといってもほとんどの教員が担当していることから、まず、自分がどのような分野に関心があるのかを確認しておかなければならない。法律学の分野では、憲法、刑法のような公法系科目群、民法、商法のような私法系科目群、さらには政治学系もあり、興味を有する全部の分野のゼミに所属することはできないからである。むしろ、学生は何か一つの分野に対象を絞り、その分野を深く追求していく方が望ましい。そのためには、まず、早い段階から自分の関心がある分野を選択し、その分野にどのような教員がいるのかを確認しておく必要がある。実際にゼミでどのようなことを行うのか、教員やそのゼミの学生から事前に聞いておくのもよい。次いで、配布されるゼミの募集要項等を用いて、具体的に各教員がゼミにおいて行おうとする内容を確認し、募集要項に添付された申込書を通じて応募することになる。

もちろん、ゼミは、勉強面だけではない。ゼミを通じて一生の親友ができることもあるし、ゼミ旅行、ゼミ合宿、ゼミコンパなど、ゼミによっては種々の楽しいイベントが開かれることもある。勉強面と遊びの双方を十分にこなして、学生の一人一人が自覚をもってゼミを運営していけば、少なくとも自分が所属するゼミは、他のゼミにはない個性豊かなはずらしいものになるに違いない。そのためにも、ゼミには毎回必ず出席するとともに、合理的理由に基づき欠席する場合には必ず教員に連絡するようマナーを守ってもらいたい。

(4) 論文・レポートの書き方 (※第4章も参照)

大学では、覚えたことを書くのではなく、**自己の意見を述べることが要求される**。定期試験、論文、小論文、レポートも、みな同じである。これらすべてに共通するのは、文章を書くときの原則である「**起承転結**」を忘れず、「**的確**」に書くことである。的確な論文とは、テーマを十分に理解した上で、必要な資料を収集・整理・説明し、これらを基に自己の意見を述べるのである。

論文(小論文を含む)は特定の問題について多角的に検討して自己の意

- 9 -

見をしっかりと述べるものであり、レポートは特定の問題・事項を説明するものであるが論文の小型版(小論文)のような形で課されることもある。いずれの場合も、何かを写せばよい、または、関係があるからといって何でも書けばよいことを意味するものではない。

それでは具体的に、論文を例として、書き方を説明する。大まかな流れは、次のとおりとなる。

①問題の所在(テーマの設定)→②必要な文献・裁判例等の検索・収集・整理→③論文目次の作成(「起承転結」の流れを明らかにする)→④下書き・推敲→⑤清書・提出

①問題の所在(テーマの設定)

あらかじめ課題が指定されている場合を除き、まず、テーマを設定しなければならない。当たり前なことであるが、テーマ設定は最も重要で、これを誤れば論文の体をなさない。「何でも書けばよい」、「写せばよい」と考える者は、この段階で自分に都合のよいテーマを選ぶことでもう「書いた」つもり状態になる。テーマの設定は、問題意識を持っていること、論文の分量と大きくかわる。「なぜ」から始まり「どう考えるのか」「どうしたらいいのか」を維持できなければ、問題意識とはいえない。問題意識のないテーマは、単なる、お題目である。さらに分量については、「どれだけの分量を書くのか」、「その分量に見合うだけのことが書けるのか」をまず見極める。これらができなければ、そもそも論文は書けない。

②必要な文献・裁判例等の検索・収集・整理

「これは簡単」と思うものもあるだろうが、これできない者が多い。「コピーをしたら読んだと同じ」状態になるからである。すなわち、理解をしないでコピーを写すだけでは、論文にはならない。いわゆる「コピペ」は、駄目だということです。少しでも関係することが書いてある文献(論文・書籍・裁判例)をまず検索し収集し、**しっかりと読むこと**、読むに必要な箇所をマークしたり書き出し、これらを十分に整理して自己の意見をどのように述べるかを考える(必ずメモをしておく)。検索・収集・整理が不十分の場合には、自己の意見を述べられない。

③論文の目次の作成(「起承転結」の流れを明らかにする)

- 10 -

③で整理できると、それをどのような形で書くか読むかを説得することができるかを考える(いわゆる目次の作成である)。これができるか、論文にメリハリをつけることができるか、逆にこれができないと、単なる文字の羅列となる。

④下書き・推敲

③で設定した目次に従い、下書きをする。引用文献の注を付ける、自分の意見と他人の意見がわかるようにする、これらに注意する。書いたものはあくまでも下書き。推敲して文章を構成し(加筆・訂正・削除)、また注の付け忘れに気を付ける。原文を引用するときは引用原文を「」で示し、原文をまとめたときはまとめたことがわかるように注をつける。具体的な文献の引用方法、注の付け方は、福岡大学法学論議はじめ、多くの法律関係の雑誌・書籍を読むとわかる。そこでそのスタイルを真似することからはじめると、引用方法を身につけるのが容易である。

⑤清書・提出

下書き原稿を書き直したら、それを清書し読んでみる。ワープロの場合には、打ち直したものを印刷して読んでみる。必要に応じて加筆訂正し、最終原稿とする。これを終えたら、いよいよ提出。締め切り日時を過ぎたり提出場所を間違えたら、受け付けてもらえない。くれぐれも注意して。

以上の流れのようにして、論文が作成され提出される。「何でも書けばよい」、「写せばよい」と考える者の論文と称するものは、テーマ・課題を単に説明しているだけ、途中でテーマから離れた事項を中心として書いていただけ、分量ばかり多くて内容がない……。これはいずれも的確な論文ではない。さらに定期試験でも見受けられるが、テーマ・課題の意味を理解できない者もいる。最低限、日頃より新聞・書籍等を読むことに慣れておかないと、何も書けない。書き方も、慣れから自然と身につく。

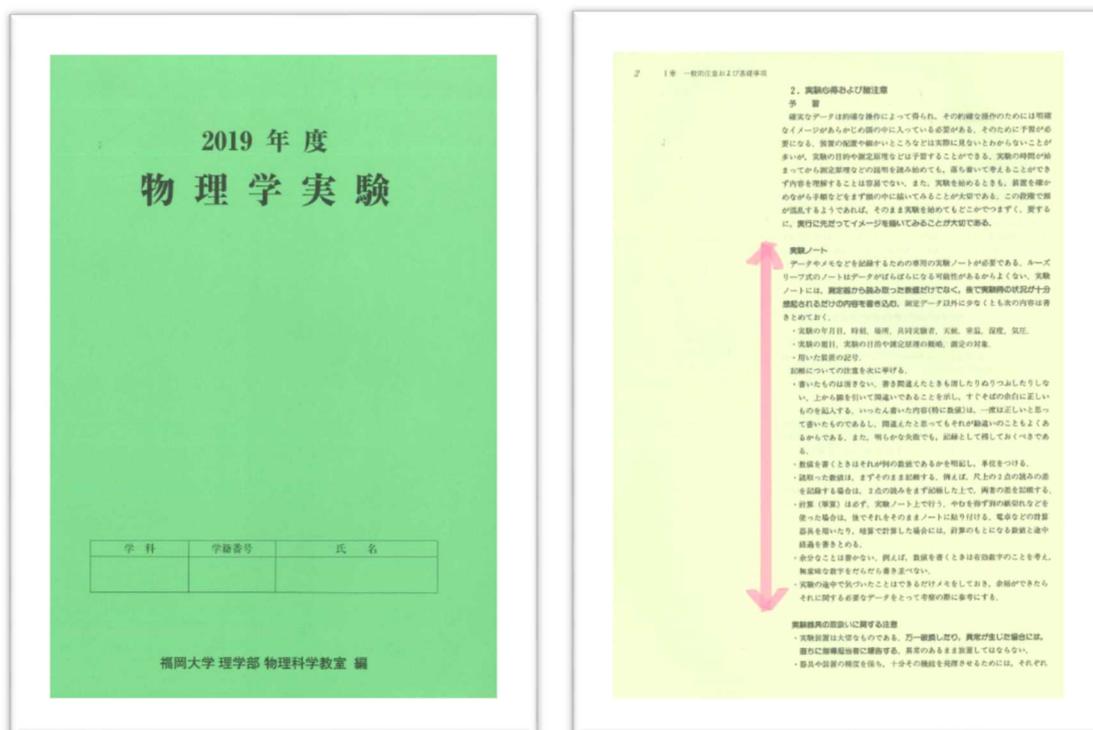
(5) 法律用語

①法律用語辞典

法学部で学びはじめると、法律や政治・行政に関係するさまざまな新しい言葉も知らなければならないということに気づくだろう。初めに聞く言葉だけでなく、これまで日常的に耳にしていた言葉が、法律の世界では全

- 11 -

- ・経済学部では、学部生の卒業論文作成について、各指導教員が研究倫理に関する教育、たとえば、参考文献やデータの活用方法に関する指導を行っている。
- ・商学部では、研究倫理の理解を深めるため、レポート作成における情報の収集方法では、研究倫理教育を含めた指導を実施している。また、工夫している点は、学生同士によるディスカッションも行い意識付けを確実にしている。
1年次より各年次において行われるゼミナールにおいて、レポートの作成方法等の指導の際に研究倫理についての教育を行っている。
- ・理学部では、①学部：全学部の実験の基礎科目を担当しており、実験科目において、実験心得や諸注意として実験ノートの書き方、実験データの記録をとる際、精度や誤差、測定方法等について厳しく指導を行っている。また他人のデータを写したり、生データを記録しなかったり、捏造したことが明らかとなったときは、現場での指導をすると共に、学生の所属する学部の学部長や教育プログラムの責任者に連絡し、その学生の指導を所属する学部でも行っている。また実験の初日には、必ず研究倫理の教育を行っている。



2019年度 物理学実験 福岡大学 理学部 物理科学教室 編

②大学院：毎年、新入生および在学生に対して、大学院学生倫理セミナーを開催している。また、入学時に行われる新入生および在学生へのガイダンスにおいて、大学院学生倫理セミナーの意義について説明し、参加を義務付けている。また、確実なものとするため学生証による出欠の確認も行なっている。

- ・工学部では、「技術者倫理」を開講し、技術者・研究者に求められている情報管理・リテラシー、安全性に対する配慮などに関する講義を行っている。また工学研究科においては各研究指導教員により、研究の進め方や論文作成手法に関して、OJTによる指導を行っている。
- ・医学部では、大学院生に対しては、研究倫理に関わる授業の多くを必修としている。工夫し

ている点は、多くの具体的な事例を提示することにより、研究倫理を単なる概念としてではなく、研究を行う上で実際に関わってくる問題としてとらえてもらうようにしている。また、医学部生の時から、研究室配属を通して研究に触れる機会を設けるようにしている。

- 薬学部では、学部学生に対して、学生実習の初日に研究者としての在り方、データの取り扱い方などについて講義を行っている。疑問がある学生に対しては担当教員が丁寧な説明をするようにしている。また、学生同士によるディスカッションも行い、研究倫理に対する意識付けを確実にしている。大学院生に対しては、研究倫理教育を講義形式で実施し、参加を義務付けている。参加できなかった大学院生には講義の内容を反映する DVD を配布して受講させ、最終的に受講したかを確認している。

研究倫理

アドバンスト特別実習




研究の流れと倫理

研究の流れと倫理

知的興味や好奇心
先行研究の調査・分析
特色・独創性
予想される結果と意義

研究責任者
↓
研究計画を立てる
↓
研究を進める
↓
研究成果を発表する

研究で守るべきもの
人権の保護
インフォームド・コンセント
個人情報の守秘
生命倫理
安全に関する法令
デュアルユース(両義性)
研究倫理、利益相反など

不正行為禁止
(捏造、改ざん、盗用)
公正な記述、正確な報告
誠実かつ公平な評価

日本学術会議の行動規範:「科学者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務である」とを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境が實質的に不正行為防止の教育資源に適切に取組むこと、また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める」⇒ 研究不正の発生や防止



データの収集・管理・処理

データ

信頼性の保証

- ①データが適切な手法に基づいて取得されたこと
- ②データの取得にあたって意図的な不正や過失によるミスが存在しないこと
- ③取得後の保管が適切に行われてオリジナル性が保たれていること

印刷物や書物
手書きの手帳や関連する事物
アンケートの結果
インタビュー記録
測定データ
画像データ

ラポノート(研究ノート、実験ノート)の記載方法及び保存が重要
保存の方法や期間については、研究機関として決めておく
特許などに関わる研究のデータは、30～60年の保管が望ましい

科学者は、研究活動のすべてのフェーズで、**誠実に「データ」を扱う必要がある。**



ラポノートの記載事項・記載方法

1. 時間順に記入する
2. 空白を残さない。ブランクスペースにはイ印を描き、どんな文章の挿入も避ける
3. 以前の記入は後日修正してはいけない。修正は修正日のページに記載する
4. 記載内容は「日付」と「見出し」で管理する
5. 略語、特別な単語には第三者がわかるような説明文を記載する
6. 新しい計画あるいは実験が始まる時、目的と論理的根拠、計画を簡単に概説しておく
7. 記載内容は第三者が再現できる程度詳細に書く
8. 記載がどこからの続きで、そこに続いているのかわかるようにする
9. 結果や観察事項などは即記載する
10. 結果等を貼付する際は、記載者・証人の日付と署名をノートにまたがるように記載する
11. 貼付が困難なものは、ノートに所在や名称を記し別途保存し、相互引用する
12. データ等の事実と、考察などのアイデアや推論は明確に区別して記載する
13. 共同研究の場合は、アイデアや提案が誰に帰属するのかを意識しながら記載する
14. ミーティングでの討論なども記録する
15. 各ページに記載者と証人の日付、署名を付す



中心となる科学者の責任

- チームとして研究を行う場合、若手科学者や大学院生もその中に含まれることが多く、その際中心となる科学者がどのように振る舞うかは、教育的な意味を含めて大きな影響を与えるものであるということを認識。大学院生や若手の科学者の場合、学位取得やポスト獲得の条件として学会発表や論文の出版などを一定の期間内に行わなければならないという厳しいプレッシャーの中で研究を行っている。
- チームとしての研究成果を最大にすることは大切だが、論文発表だけが成果なのではなく、**誠実な科学者を育てること、科学研究が健全に行われる環境を醸成していくことも立派な研究成果である**と考え、**過度に焦ったり煽ったりしない**よう心がけるべき



- ・スポーツ科学部では、大学院生に関しては、年一回の講習会への参加を義務付けるとともに研究倫理の理解を深めるため、大学院における通年のオムニバス形式の授業の初回に研究倫理教育を含めた指導を実施している。

さらに、研究室等で行われている研究データの保存や管理等に関する研究倫理教育の取組事例として以下のようなものがある。

- ・薬学部は、研究室で共有する電子データは、外部 IP アドレスからアクセスできないネットワークハードディスクおよび大学指定のクラウドを使用して管理している。また、新規配属された学生向けにデータ管理および教室運営のマニュアルの周知徹底と指導をしている。
- ・スポーツ科学部は、各研究室あるいは研究グループで共有する電子データは、外部と接続できない PC を使用して管理し、また、部局では、教員と学生向けにデータ管理の徹底を指導している。
- ・理学部では、物理科学科、化学科、地球圏科学科の実験科目においてデータの記録・記載方法を解説・指導している。研究室あるいは研究グループ単位で提出された卒論を製本して保管している。

このほか、薬学部では研究室毎に行われている研究倫理教育等について、全ての研究室等から、研究室毎の研究指導の状況や具体的な研究倫理教育の実施内容を確認し、学部全体での研究倫理意識の醸成に向けて取り組んでいる。例えば、薬学部として研究室から報告を受けている取組例として、以下のようなものがある。

- ・定期的にセミナーや報告会を行い、実験やデータ処理が適切に行われているかについて討論・調査。
- ・病原微生物及び遺伝子組換え微生物の取扱いや実験ノートの書き方（実施した実験内容をボールペンで詳細に記入する等）等に関する講習会を実施した上で、実際の研究テーマに従事させる。
- ・他人の良いデータを拝借するような不正行為は意味がないこと（厳禁）を周知し、各学生が実際に得たデータを正直にレポート提出するよう指導。
- ・データの改ざんはしないこと（再現性の重要性）を伝え、演習であれば論文の著者の意見と自分の意見との差異を明らかにすることを伝える。
- ・機器分析データなどを都合よく解釈しないよう指導。（改ざん防止）
- ・インターネット利用時における様々な危険性への注意を喚起。参考としたサイト情報を実習レポートに記載することを徹底的に指導。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲や保存方法等については、各部署が「福岡大学研究倫理規程」を踏まえて対応しており、学部ごとに以下の取組事例がある。

- ・理学部は、卒論や修論などで得られた生データなども研究室に提出され、研究室で保管されている。できるだけ論文として公表するように努めており、公表後は随時、内容・性質に応じて廃棄している。
- ・医学部は、臨床研究に関わる個人情報及び試料・情報は、パスワードを設定したパソコンに保管し、パソコンの部屋は適切に施錠し、個人情報管理者または研究責任者が本研究機関の規定（手順書として規定）に従い適切に一元管理を行う。
- ・薬学部は、研究室での電子データの保存は、外部 IP アドレスからアクセスできないネットワークハードディスクおよび大学指定のクラウドを使用して保存している。電子データの破損に備えて、実験・観察ノートは別途作成して研究室に保存するよう推奨している。
- ・スポーツ科学部は、各研究室あるいは研究グループで共有する電子データは、外部と接続できない PC を使用して管理し、また、部局では、教員と学生向けにデータ管理の徹底を指導している。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、大学全体では、「学校法人福岡大学文書保存規程」を基本として、各学部において研究分野の特性に応じて整理している。

- ・人文学部、法学部は、各教職員が責任をもって適切に行っている。
- ・経済学部は、教員からの要望がある場合、学部長、研究推進部委員、前研究推進部委員で構成される委員会でデータの保存や破棄について検討している。
- ・商学部は、研究者が文書管理者となり、大学の文書保存規程に沿った保管を実施している。
- ・理学部は、研究室を主宰する教授等が判断しており、論文として公表した後、検証可能であることが担保できるかどうかを基準として随時、廃棄している。
- ・医学部は、人を対象とした医学系研究では、研究責任者（又は研究責任者が指名した者）が個人情報管理者となり、匿名化して、一元管理を行っている。介入かつ侵襲研究は、少なくとも研究期間終了後 5 年を経過した日又は最終の研究結果公表から 3 年を経過した日のいずれか遅い日までの期間保管する。また、遺伝子解析研究では、研究者は個人情報管理者になれず、個人情報を保管するのは個人情報管理者（福岡大学個人情報保護委員会委員長）である。研究者は保持しない。ゲノム情報の解析結果も個人情報（個人識別符号）に該当するため、原則、個人情報管理者（福岡大学個人情報保護委員会委員長）が保管する。研究者が解析時は、その都度持ち出し申請を必要としている。
- ・薬学部は、各研究テーマの教育主任者が文書管理者となっており、全てのデータを永久保存している。
- ・スポーツ科学部は、研究代表者が文書管理者となり、研究代表者が、大学の文書保存規程に沿った保管(保存期間：10年)を実施している。

転出又は退職する研究者が保有するデータの保存についての、学部ごとの対応は以下の通りである。

- ・人文学部、法学部、経済学部は、研究者個人が責任を持って行っている。
- ・商学部は、研究者が文書管理者となり、大学の文書保存規程に沿った保管を実施している。
- ・理学部は、退職した教員が残したデータについては、同じ研究室の後任の教員が保管している。転出者についても同様である。
- ・薬学部は、研究者が退職する際は、研究テーマに関わる当事者同士で引継ぎを行い、教室主任者が管理している。
- ・工学部は、所属していた研究室に指導教員が在籍中は指導教員がデータの管理を行っている。研究室主宰者が退職する際には、引継ぎデータ以外は本人の責任の下処分を行っている。

また、大学公認クラウドストレージを 2018 年 12 月に稼働しており、教員や学生が利用できる環境を整備している。大学では、情報資産の重要度を 4 つに分類し、最終的には各部署の情報管理責任者が情報資産の重要度分類を決定することとしており、代表的な事例として、情報資産の重要度分類と利用シーン別の具体例を提示している。



情報資産の重要度分類については、以下に代表的な事例を提示しますが、最終的には各部署で決定された分類または情報管理責任者の判断によるため、情報管理責任者にご確認ください。

表2 学校法人福岡大学 情報資産の重要度分類の具体例

重要度分類	利用シーン別事例(紙中電子媒体を問わず)	利用シーン別事例(紙中電子媒体を問わず)	
		教職員向け	教職員以外向け
1	人事・学務・教育・研究・学生生活・国際交流・広報・情報管理・その他	人事課	庶務課
2	学務・教育・研究・学生生活・国際交流・広報・情報管理・その他	学務課	学務課
3	学務・教育・研究・学生生活・国際交流・広報・情報管理・その他	学務課	学務課
4	学務・教育・研究・学生生活・国際交流・広報・情報管理・その他	学務課	学務課

3. 業務における個人契約のクラウド利用の禁止

現在、ほとんどの教職員はモバイルデバイスを持っています。このモバイルデバイスは、非常に便利でかつ個人認証においては特に有効に利用できる機器となっていますが、使い方を間違えると大きな情報セキュリティインシデントを引き起こすことも考えられます。一番注意すべき点は、モバイルデバイスに業務メールを転送することです。転送されたメールは、個人で契約した業者のメールサーバに蓄積されますが、それは大学の許可する情報セキュリティ区画ではありません。この状況で情報漏洩等が発生すると、大学として調査や対応ができない状況となりますので、全てが当事者が対応しなければなりません。もちろん、重大な業務違反として個人責任となります。

2019年度 情報セキュリティハンドブック

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

新任教職員に「研究遂行のためのガイドブック」を配布し、研究に携わる者は「誓約書」を提出させている。この誓約書は、昨今の研究の不正・研究費の不正使用等の問題の重要性に鑑み、遵守事項等（損害賠償含む）を再度認識させるためのものである。研究遂行に係る誓約書を提出しないと競争的資金等の申請や学内研究費の配分・執行ができなくなるので、自署による記入・捺印のうえ、必ず提出させている。

教育開発支援機構は、新任教育職員に対して、毎年4月の赴任直後に、研究倫理・コンプライアンスを含めた新任教育職員研修会を行っており、研究公正の推進に取り組んでいる。また、新任教育職員に対して、職員のためのハンドブックを配付し、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修を促している。

